

平成 22 年第 1 回防府市議会定例会会議録（その 8）

○平成 22 年 3 月 25 日（木曜日）

○議事日程

平成 22 年 3 月 25 日（木曜日） 午前 10 時 開議

- 1 開 議
- 2 会議録署名議員の指名
- 3 市長行政報告
決議第 1 号 災害土砂処理委託の調査に関する決議（追加）
- 4 議案第 21 号 防府市留守家庭児童保育施設設置及び管理条例中改正について
（教育民生委員会委員長報告）
- 5 議案第 22 号 防府市営墓地設置及び管理条例中改正について
（教育民生委員会委員長報告）
- 6 議案第 25 号 平成 22 年度防府市一般会計予算
（各常任委員会委員長報告）
- 7 議案第 26 号 平成 22 年度防府市競輪事業特別会計予算
（総務委員会委員長報告）
議案第 27 号 平成 22 年度防府市国民健康保険事業特別会計予算
議案第 29 号 平成 22 年度防府市と場事業特別会計予算
議案第 31 号 平成 22 年度防府市同和地区住宅資金貸付事業特別会計予算
議案第 33 号 平成 22 年度防府市駐車場事業特別会計予算
議案第 34 号 平成 22 年度防府市交通災害共済事業特別会計予算
議案第 35 号 平成 22 年度防府市老人保健事業特別会計予算
議案第 36 号 平成 22 年度防府市介護保険事業特別会計予算
議案第 37 号 平成 22 年度防府市後期高齢者医療事業特別会計予算
（以上教育民生委員会委員長報告）
議案第 28 号 平成 22 年度防府市索道事業特別会計予算
議案第 30 号 平成 22 年度防府市青果市場事業特別会計予算
議案第 32 号 平成 22 年度防府市公共下水道事業特別会計予算
（以上産業建設委員会委員長報告）
- 8 議案第 38 号 平成 22 年度防府市水道事業会計予算

- 議案第 39 号 平成 22 年度防府市工業用水道事業会計予算
(以上産業建設委員会委員長報告)
- 9 議案第 43 号 平成 22 年度防府市一般会計補正予算 (第 1 号)
(総務委員会委員長報告)
- 10 報告第 3 号 専決処分の報告について
報告第 4 号 専決処分の報告について
- 11 議案第 44 号 山口県市町総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の
変更について
- 12 議案第 45 号 平成 22 年度防府市一般会計補正予算 (第 2 号)
- 13 議案第 46 号 非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例中改正
について
- 14 意見書第 1 号 安心・安全な公共事業を推進するため、国土交通省の事務所・
出張所の存続を求める意見書
- 15 常任委員会の閉会中の継続調査について
-

○本日の会議に付した事件

目次に記載したとおり

○出席議員 (26 名)

1 番	松 村 学 君	2 番	土 井 章 君
3 番	河 杉 憲 二 君	4 番	高 砂 朋 子 君
5 番	原 田 洋 介 君	6 番	山 本 久 江 君
7 番	横 田 和 雄 君	8 番	重 川 恭 年 君
9 番	斉 藤 旭 君	10 番	山 田 耕 治 君
11 番	青 木 明 夫 君	12 番	藤 本 和 久 君
13 番	三 原 昭 治 君	14 番	田 中 敏 靖 君
15 番	木 村 一 彦 君	16 番	安 藤 二 郎 君
17 番	山 根 祐 二 君	18 番	今 津 誠 一 君
19 番	弘 中 正 俊 君	20 番	大 田 雄 二 郎 君
21 番	佐 鹿 博 敏 君	23 番	久 保 玄 爾 君
24 番	山 下 和 明 君	25 番	伊 藤 央 君
26 番	田 中 健 次 君	27 番	行 重 延 昭 君

○欠席議員

なし

○説明のため出席した者

市	長	松浦正人君	副	市	長	嘉村悦男君																							
会	計	管	理	者	松吉栄君	財	務	部	長	吉村廣樹君																			
財	務	部	理	事	梅田尚君	総	務	部	長	浅田道生君																			
総	務	課	長	原田知昭君	生	活	環	境	部	長	古谷友二君																		
産	業	振	興	部	長	阿部勝正君	土	木	都	市	建	設	部	長	阿部裕明君														
土	木	都	市	建	設	部	理	事	岡本幸生君	健	康	福	祉	部	長	田中進君													
教	育	次	長	山邊勇君	水	道	事	業	管	理	者	中	村	隆	君														
水	道	局	次	長	本廣繁君	消	防	長	武	村	一	郎	君																
監	査	委	員	和	田	康	夫	君	入	札	検	査	室	長	安	田	節	夫	君										
農	業	委	員	会	事	務	局	長	村	田	信	行	君	選	挙	管	理	委	員	会	事	務	局	長	古	谷	秀	雄	君
監	査	委	員	会	事	務	局	長	小	野	寺	光	雄	君	生	活	環	境	部	次	長	吉	村	和	幸	君			

○事務局職員出席者

議 会 事 務 局 長 森 重 豊 君 議 会 事 務 局 次 長 山 本 森 優 君

午前10時 開議

○議長（行重 延昭君） 定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。
岡田教育長は、所用のため欠席する旨の届け出に接しておりますので、御報告を申し上げます。

会議録署名議員の指名

○議長（行重 延昭君） 本日の会議録署名議員を御指名申し上げます。20番、大田議員、21番、佐鹿議員、御兩名にお願い申し上げます。

議事日程につきましては、お手元に配付しております日程に基づいて進行したいと思いますので、よろしく御協力のほど、お願いを申し上げます。

市長行政報告

○議長（行重 延昭君） この際、クリーンセンター所管にかかわる事項がありますので、生活環境部次長、吉村君の出席を求めておきました。御了解をお願いいたします。

これより市長行政報告を受けます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 災害土砂分別・運搬業務委託について御報告申し上げます。

昨年7月21日の豪雨により流出した災害土砂を、宅地内、市道等から除去し、現在、防府市クリーンセンター、防府浄化センター、三田尻港県港湾用地及び三田尻港野島棧橋付近の民有地の四カ所に、合計で約5万立方メートルを仮置きいたしております。

この災害土砂につきましては、土砂の中に木切れやガレキ等の廃棄物が混入しているため「一般廃棄物」となりますので、市といたしましては、当初、最終処分場への搬入を検討いたしました。が、今後、農地から出てくる大量の土砂を考えますと、現在使用している最終処分場第一工区がすぐに一杯となることが予想され、当該処分場の延命化を考慮する必要もございますので、仮置きいたしております約5万立方メートルの土砂につきましては、廃棄物と分別した後、半分の2万5,000立方メートル分を最終処分場の覆土として、残りの2万5,000立方メートル分を新廃棄物処理施設の造成土として有効利用したいと考えております。

本業務の委託に当たりましては、広く市内の業者の方に入札に参加していただけるよう計画いたしておりましたが、廃棄物の処理及び清掃に関する法律により、日量5トン以上の処理能力がある機械を使用してこれらの災害土砂の分別を行う場合は、山口県の一般廃棄物処理施設の設置許可が必要となり、また、この事業は、国の補助事業として実施いたしますので、未契約のまま翌年度へ繰り越すこととなった場合には、補助金の交付を受けられないこととなりますことから、現に施設設置の許可を受けております株式会社維新と随意契約を行ったものでございます。

以上、御報告申し上げます。

○議長（行重 延昭君） ただいまの行政報告に対する質疑がございましたら、お願いいたします。2番、土井議員。

○2番（土井 章君） ただいま行政報告をいただきましたが、この行政報告の中身の分析、あるいは質疑の内容の検討等に時間を要しますので、暫時休憩をいただくとありがたいと思います。

○議長（行重 延昭君） 休憩の要望がございました。これを許可したいと思います。暫時休憩といたします。

午前10時 5分 休憩

午前10時31分 開議

○議長（行重 延昭君） 休憩を閉じて、会議を再開いたします。

行政報告に対する質疑がございましたらお願いいたします。2番、土井議員。

○2番（土井 章君） 先ほど行政報告をいただきましたが、巷間、市民あるいは業者さん等々から、このたびの契約が市民の目から見て、非常に不透明であるというような声が多々ありました。これを明らかにするのは議会の責務であるという思いから、数点、質疑をさせていただきます。

まず第1点は、11月24日に補正予算が可決をされました。そして、今日まで、国・県とのどのような調整が行われ、あるいはどのような事務処理が日程的に行われたのか、説明をいただきたいと思います。

そして、今回の業務委託契約の委託内容は、何を委託するのかということをお尋ねをいたしたい。そして、契約金額、そして、その予定価格は幾らであったのかをお尋ねをいたしたいと思います。

また、灰聞いたしますに、10月に県の健康福祉センターのスケルトンと言うらしいんですが、スケルトンでの処理が設置許可が要るのか要らないのか、市が問い合わせをしたところ、不要との回答があったと。そして、1月に、健康福祉センターから、10月の前言を覆す、すなわちスケルトンは、移動式の設置許可が必要であるとの連絡があったというふうに聞いております。このことについては間違いはないのかどうか。そして、そこに至る、県に照会した日にち、あるいは県から許可が要るという回答があったとすれば、それはいつあったのかを回答願いたい。また、契約事業者は県の設置許可を持っていたのか、お尋ねをいたします。

2番目としまして、議会の議決に付されておられませんけれども、当該委託事業は、自治法第96条に言う、工事の請負に該当しないと判断された根拠は何なのか、お尋ねいたします。

3番目としまして、随意契約で、このたびの契約はなされております。3億30万円ということをお伺っておりますが、随意契約をした理由は何なのか、それは自治法施行令第167条の2の何号に該当すると判断をしたのか、この件に関し、指名審は何回、いつ開催をされたのか。また、いつの指名審で随意契約で行うと決定をしたのか、お伺いをいたします。

○議長（行重 延昭君） 執行部、答弁をお願いします。副市長。

○副市長（嘉村 悦男君） それでは、災害関係につきましては、事務処理は、主に私の

ところで判断しておりましたので、私のほうから御説明申し上げます。

まず、一番最初の、どのような事務処理をしたかという内容でございますが、まず、事務処理でございますが、土の種類について、一般廃棄物であるか、あるいは産業廃棄物になるのかということについての判断……。 (傍聴席で発言する者あり)

○議長(行重 延昭君) お静かに願います。

○副市長(嘉村 悦男君) まず、一般廃棄物であるか、産業廃棄物であるかの判断をいたしました。これについては、一応解説書等もあるわけですが、確認のために顧問弁護士にも相談に行きまして、一般廃棄物であるという確信をもって、事務処理に来たわけでございます。

その次に、事務処理の推移でございますが、国交省あるいは農水省から、補助の取れない分別であるということから、県の廃棄物・リサイクル対策課にお願いしまして、環境省の補助が取れないものであろうかという事務処理をいたしております。

そして、入札審査会等では、事前審査ではございますが、現地在4カ所に分かれています。行政報告で申し上げましたが、4カ所に分かれていますので、4カ所それぞれ、分別を委託をしたらいいねという事前協議等々でございました。

そこで、10月16日でございますが、10月16日に、防府の健康福祉センター、環境保健所と協議をいたしましたところ、これから、トロンメルバケットとか、スケルトンとか、出ますが、それから、一般廃棄物の法律を廃掃法と、ちょっと略称で呼ばさせていただきます。トロンメルは、回転式の分別機です。スケルトンはふるいです。

まず、回転式のトロンメルバケットについては、これは県の一般廃棄物処理施設に該当すると。これを使用する場合は、県知事の許可を要するという御見解でございました。しかし、スケルトンバケットについては、県としては、施設として判断していないという御見解でございまして、そのときに合わせて、スケルトンバケットと、手作業による分別をされたらどうかという御助言をいただいたところであります。それが10月16日でございます。

このことについて、そういう方向性でいいのかということにつきましては、また県の、改めて、廃棄物・リサイクル対策課へ、10月30日でございますけれども、この確認をさせていただいております。

ということで、庁内のプロジェクト会議も、入札審査会も、いわゆる廃棄物処理施設に今は該当していない、県は判断していないスケルトンと手作業でいこうと。それもいわゆる廃棄物を置いている箇所が4カ所ございますので、おのおの分離発注しようという方針のもと、いわゆる作業に当たってきました。その途中で、環境省のほうから、災害の補助

にのせてもいいという御連絡をいただきましたので、鋭意、災害査定申請に取り組んだところであります。それは12月7日から、災害査定申請書を作成を開始いたしております。

その災害査定申請書でございますが、12月18日、12月18日に県に申請書を提出いたしております。

あわせて、12月21日でございますから、災害の査定に当たっては、スケルトンバケットを使用しなければならない、詳細な資料を準備するようという指示をいただいております。それは、12月21日、電話でございました。

それらの資料を調整いたしまして、1月13日でございますが、環境省と中国財務局による災害査定を受けております。

ということで、査定を受けて、OKが出れば、いわゆる4カ所に分離して発注しようという準備をいたしていたところでございますが、1月の26日でございますけれども、最初に、1月22日に防府の健康福祉センターから、スケルトンバケットを補助的に使い、手作業を主体に土砂の分別を行う場合を除き、スケルトンバケットは施設と判断するという連絡が1月22日に入りまして、その説明のために、1月26日、うちの環境部長のところ、スケルトンバケットでの分別は、いわゆる県知事の許可の要る施設であると、こういう御説明に来られました。

ということで、今、市としては、いわゆる県知事の許可が要らないと思っていたスケルトンでございますが、要らないということで、早く土砂を処分するために、4カ所に分けて分離発注する。また、設計書もそのように調整をいたしておりました。が、いわゆる設置許可が要るということでございますので、どのように対応したらいいのか、事務を進めることができなくなったわけでありまして。

と申しますのは、10月時点では、いわゆるトロンメル等の設置許可申請をすれば、環境アセス等をつけて申請をいただくので、申請から許可までは半年から1年かかるであろうという御説明をいただいております。

また、いろいろ県と協議する中で、3カ月から、短くして、環境アセス等をつけた申請書となるので、3カ月から6カ月のいわゆる期間が要るであろうという県の御見解をいただいております。

ということは、1月26日、それが廃棄物の処理施設、県知事の許可の要る施設である、あるいは、それまで、県の御見解は3カ月から6カ月、その申請から許可まで時間がかかるという御説明でございましたので、市といたしましては、どのように進めていいか、前に進めなくなったというものであります。

したがいまして、2月の2日でございますか、うちの部長、あるいは所長等々が県のほうに協議に参りまして、どのように進めたらいいかという御指導を仰ぎに参りました。これは2月2日でございます。

そのときに御指導いただきましたのは、設置許可は要るけれども、先に業者を決めて、その業者に設置許可をとらす方法をされたらどうですかという御提言をいただきました。これはすごく変わるわけでございますが、我々はその許可を持っている方と契約をしようとしていたわけですし、あるいは許可の要らない機械を使って、幅広く契約をしようというところではございましたが、そこがいわゆる前に進めなかったというところでもあります。

それを受けまして、2月5日、入札指名審査会にて協議をいたしております。そのときに、従来の方針である、いわゆるスケルトンを使って、これは許可が要らないという前提のもとに、4カ所、工事を、委託を発注しようといったものについて、これで前に進めるのかという、まず前段の審査会で協議をいたしました。が、少し無理があるというようなところではありますが、いま一つは、1カ月で県は許可を出す、協力するよという指導もいただいておりますけれども、入札審査会では、いわゆるこれまでの、いわゆる廃棄物の処理施設につきましては、当初は、半年から1年、あるいは事務を進めても3カ月から6カ月、あるいは今回、じゃあどうしたらいいのかということをお尋ねに上がったら、超スピードでやって1カ月程度ということではございましたが、入札審査会におきましては、まだ資格もない、担保のとれないものについて、仮に契約をした場合、例えば、環境アセスに不備があった、あるいは技術者の配置ができなかったというようなことがあった場合については、契約の不履行になるというおそれがあるということで、大変リスクが大きいねという審査をいたしたわけでもあります。

そのときに、その審査が終わった後、クリーンセンターの所長等を審査会の隣の部屋に待機させておりましたので、じゃあ審査会に入れまして、じゃあどのような方法があるのかといったことをクリーンの所長を入れて、担当者を入れて、審査会で諮りましたが、国の方からは、これは工事ではないのですが、一般廃棄物の処理業者がいるというところでありまして、その廃棄物処理業、これはごみの分別でございますが、その中で、いわゆるトロンメルとか、スケルトンとかを使ってやりますという、一般廃棄物の市の許可をとっている業者がいるということでありました。また、それは県知事の設置許可をとっているのかというふうに、審査会で尋ねたわけですが、いわゆる今の県知事の許可については、県内どここの業者もとっているところはないというところでありました。

そこで審査会を進行したわけではあります、これでは前に進めないという判断はできないということになりまして、結論は、改めて県に文書照会をするということをお尋ねに、2月5日、

決定いたしております。

そして、クリーンセンターは2月9日に、廃棄物処理施設の許可を持っている業者は県内にいないということを確認したので、現在、防府市がスケルトンバケット、トロンメルを使用することを付して、分別の処理業を許可している者についての取り扱いについて、県に改めて文書照会をいたしました。

その結果、2月10日ではございますが、届いたのはもう少し後でございますけれども、回答がまいりまして、市の廃棄物処分業の許可を有している事業者に対しては、当該処理業に使用する施設に限定し、一般廃棄物処理施設の設置許可を有するとみなすことにしたという回答をいただいております。

そして、これを受けまして、これは実際には10日付けですが、届いたのは週末でございますまして、2月15日、月曜日ではございますが、庁議の後、臨時の入札指名審査会におきまして、今、許可を持っている者について、県内1者しかいないというような状況にかんがみ、この業者と交渉に入るということを決しまして、担当部に伝えたところであります。最終決定は2月15日であります。

それから、あとの項目については、工事としない理由等々については、担当部長のほうから説明をさせます。

○議長（行重 延昭君） 生活環境部長。

○生活環境部長（古谷 友二君） 今、話にありました、工事としないということでございますけれども、先ほど副市長が申しましたけれども、今回の土砂につきましては、一般廃棄物ということになっております。それは、弁護士等にも確認したところでございますけれども、この一般廃棄物処理というのは、防府市が行うということになっております。これは、責務があるということになっておりまして、この責務については、第三者に委託して行うということでございますので、工事ではないということでございます。

その随意契約の内容でございますけれども、工事の内容ですが、災害土砂の分別と運搬業務ということで、業務をお願いしております。

それから契約日が3月12日、それから、予定価格が3億30万円でございます。それで、契約金額も3億30万円。予定価格のほう、もう少し高いのですけれども、端数を切り捨てておりますので、一応同額という形になっております。

それから業務の期間につきましては、平成22年3月12日から平成22年11月1日までということでございます。

随契の理由でございますけれども、167条の2の2号ということで該当するのではないかと。すみません。167条の2の第2項ですね、167条の2の第1項第2号、「不

動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」ということで、これを適用しております。

それから、すみません、ちょっと。

○議長（行重 延昭君） 暫時休憩します。

午前10時55分 休憩

午前10時56分 開議

○議長（行重 延昭君） 休憩を閉じて、会議を再開します。生活環境部長。

○生活環境部長（古谷 友二君） 議会の議決に付すべき契約というところで、96条第1項の第5号ということがございますけれども、これの第2条議決に付すべき契約ということがございますが、予定価格、業務委託ということ、工事ではないということ、処理しております。以上でございます。

○2番（土井 章君） るる説明をいただきました。まずお尋ねをしたいのは、県の方針がぐるぐる変わったということのようですが、最終的に2月10日付で、市の処分業の許可があれば、施設を有すると、施設許可を有すると、施設を有すると。施設許可なのか施設を有するという事なのか知りませんが、施設を持っていても、施設の許可が、県の許可がなければいけないわけで、そうすると、施設の許可を有するとみなすということなのかもしれませんが、その2月10日付の文書は県のどこから出たのか、だれの名義で出たのか、お尋ねをいたしたい。

そして、2月15日の臨時の審査会で、許可業者1者と交渉に入ると、こういうことでしたが、まず、指名審査会のメンバーには、これを担当している部署の方は入っておられたのかどうか、お尋ねをしたいと思います。

そして、市の処分業の許可を持っておれば施設を有するとみなすということですが、そこで、市の処理業の許可を持っているのは1者しかいなかったと。まず、1点目は、その業者はいつごろ市の一般廃棄物処理業、運搬業の許可を市からとっておるのかお尋ねしたい。

また、2点目は、市の許可には申請後どの程度の日にちを要するのかをお尋ねしたいと思います。

と申しますのは、随意契約というのは、地方自治法からすると、例外中の例外の規定でありまして、やむを得ずという場合に随意契約が許されるわけでありまして、日程的に可能であれば、他の業者も適格者であれば、市の処分業の許可をとるように指導なりをする

のが行政として正しいのではないかという観点から、市の許可は、申請後どの程度日にちがかかるのかをお尋ねをしたいと思います。

そして、分別と運搬を随意契約でしたという話ですが、聞くところによりますと、大久保、行政報告で出ました、半分は大久保に持って行くということですが、大久保に持って行くところの土地の整地といいますか、そういうものも契約の中にあつたというような話もちょっとお伺いしておりますが、そういう観点からすると、少なくとも、そういう部分については、何もここで随意契約をする必要はなく、一般の人と競争入札をさせてもいいんではなかったかなというような思いがしておりますが、どうなのかということでございます。

そして、今、ちょっとさかのぼりますが、市の許可がどの程度、申請からかかるかというところで、この場合、他の業者がそういう許可をとりたいな、とろうな、申請をしたいなという動きがあつたのかなかつたのか、お尋ねをしたいと思います。

それから、とりあえずそこまでにしましょう。

○議長（行重 延昭君） 副市長。

○副市長（嘉村 悦男君） 私の、まず、県からの文書ですけれども、2月10日付で、山口県環境生活部廃棄物・リサイクル対策課長という、公印をついたものが来たという写しをいただいております。ということで、廃棄物・リサイクル対策課長から、いわゆる、一般廃棄物処理施設の設置許可を有するとみなすと、みなしたということについての書面の交付をいただいております。

残りはこちら、担当部長からお願いします。

○生活環境部長（古谷 友二君） 市の廃棄物処理業の許可でございますけれども、大体申請から見ると、いろいろ書類等の検討等ありまして、大体1カ月程度はかかるのではないかというふうに、程度はかかっているということでございます。

それで、実際、とっている、申請を受けてとっている業者でございますけれども、これの取得月日ですが、去年の8月の25日ということになっております。

それと、他業者からの申請の希望があつたかどうかということでございますけれども、これにつきましては、私のほうは、申請の希望があつたという話は、私は直接聞いておりませんので、ちょっとそのあたりはなかつたのではないだろうかというふうに思っております。

それから、大久保の土地の整地でございますけれども、これを入札にかけたらどうかということでございます。確かに、これも入札にける方法というのはあつたかと思うのですけれども、現実問題として、そこの土地の、草原というか、そういう、原野のような状

態になっておりますので、これを草をのけるというか、刈り取るという作業が主でございますまして、このあたりを含めたほうが安いという考え方で、一緒に出したという状況のようでございます。以上でございます。

○副市長（嘉村 悦男君） もう一つございました、入札審査会のメンバーでございますが、生活環境部はメンバーに入っておりません。

したがいまして、先ほども御説明申し上げましたが、いろんな案件があるとき、例えば教育委員会があるとき、あるいは生活環境部があるときには、待機していただいて、説明をいただくという方針をとっております。決めるときには、また退室して、入札審査会メンバーで諮るといふところであります。生活環境部長はメンバーには入っておりません。

○議長（行重 延昭君） 2番、土井議員。

○2番（土井 章君） 今回の随意契約ですけれども、大久保のものも一括して発注したほうが、どういう言い方をしたらいいかわかりませんが、面倒くさくなかったのかどうか知りませんが、あまり立派な答弁ではなかったと思うのですが、私が申し上げたいのは、随意契約というのはできるだけしないようにしなければいけない、それが自治法の精神である。ですから、真にやむを得ない部分だけを随意契約をすべきだと。

そして伺いますと、予定価格は3億30万円、入札価格も3億30万円、落札率100%という結果になっておるわけです。もちろん歩切りを与えたらと思いますが、それをのければ100%の落札率であると、いかにもいかなものかなという、市民感情からしますと、思いがいたすわけで、少なくとも、分割発注をしておれば違った数字が出たのではないかなという思いがしております。

それと、随意契約の理由で167条の2の1項の2号を使われたということですが、その中の、「その性質又は目的が競争入札に適しない」というふうになっておるわけですが、その契約の中身で、性質、あるいは目的が競争入札に適さないとした理由、どこの部分が競争入札に適しないと判断されたのか、お伺いをしたいというふうに思います。

それと、委託費であるから、委託金であるから工事ではないという判断は私は違うと思います。そういう形であれば、例えば市の体育館をつくったって、自分がつくればいいわけですよ。自分がつくるのがやれんからといって、工事請負費ではなくて、委託金でも建物ができるのかという話です。それよりは、法解釈にもありますけれども、仕事の中身が工事かあるいは製造か、物品の購入かということで、本来、事件議決に該当するかどうかというのを判断すべきであって、費目で、科目で判断をするのであれば、全部委託料でやりゃあいいんですよ、自分がつくりゃあええんじゃから。極端な言い方をすると。ということをお願いしておかなければなりません。

そこで、市長の行政報告でもありましたが、未契約のまま翌年度に繰り越すこととなった場合には補助金の交付を受けられないこととなりますことから、云々と、こう書いてあります。確かにそうかもしれません。しかし、この事案の場合は大変難しい事案でございます。難しいと申しますのは、業者が一つしかおらんとかというような話でございます。その場合、国へ助け舟を求めることはしなかったのかどうか。

要するに、特殊事情、今、言いました、業者が極端に少ないということで、業者に免許を取らすような行動もとるので、未契約でも繰越を認めてもらうようなことを協議をすべきではなかったか、一つは。国庫補助金で、全く緊急経済対策とか何とかかんとかの場合、契約しなくても全部繰り越せるのはあるわけですから、それと同じような形で、緊急避難的にそういうことをさせていただけないかという相談はしたのかどうか。

そして、もう一つは、21年度の補助金はだめだというんならば、22年度の補助金に振り替えてはもらえんかと。そうすればゆっくりできるわけですから、そういうところの努力をされたのかどうかをお尋ねをしてみたいと思います。

○議長（行重 延昭君） 副市長。

○副市長（嘉村 悦男君） 御指摘のとおり、12月、申請した後、査定を受けるに当たりまして、いろいろとハードルも高い、年を明けて、1月13日の査定でございますので、繰越、あるいは3月末までの契約も危ないという思いがございましたので、県を通じまして、最初から未契約繰越について、環境省、あるいは中国財務局と協議をさせていただきたいという申し出をいたしました。が、そこはルール違反になるので、そういう相談を環境省にされては困るということでございます。

また、工事については、そういう未契約繰越とか、そういったものについては相談しないでいただきたいという事前の調整をいただいております、当日にはそのお願いをすることはできませんでしたということをお報告申し上げます。

○議長（行重 延昭君） 生活環境部長。

○生活環境部長（古谷 友二君） 随契の理由として、今の167条の2の解釈のところで、今、御質問でございますけれども、今回の場合、いわゆる一般廃棄物処理施設の設置の許可というものがないとちょっと、これを持っていないと契約できないという面がございましたので、そのあたりで随契という形にしたというところでございます。

○議長（行重 延昭君） ほかに質問、ありませんか。26番、田中健次議員。

○26番（田中 健次君） 2つの観点から質問したいと思います。

最初は4カ所に発注するというお話でした、分けてですね。これを仮に縦に4つに割ってというふうに、わかりやすいように言いたいと思いますが、これを縦に4つに割ること

ができないということが明らかになった時点で、横に割るという考え方はなかったのか。つまり、分別と運搬を別々にするという考え方は行政の中にはなかったのか。それに、今の草刈りですか、それもひっくるめれば3つに分けるということになりますが、そういう形で、横に3つ、あるいは2つに分けるという考え方は市のほうにはなかったのかということをお伺いしたいと思います。

今、問題になっております廃棄物処理施設の許可の問題でありますけれども、市町村が一般廃棄物の運搬を委託する場合、これは許可が要らないというふうに物の本には書いてあります。許可が要らなければ、それは運搬は特定の業者でなくてもできるということになると思うので、この辺を2つないし3つに分けるという考え方はなかったのか。これについてお伺いをいたします。

それから、もう一つは、この請け負う業者さんが、業務のそういう遂行能力があるのかどうか、この辺、市役所の内部のさっきの指名審査会の中でも、最初の指名審査会の中でも議論がされておったようです。技術者の配置だとか、環境アセスだとか、資格だとか、そういうようなことがされたと。

で、業者さんはそういった分別する機械というものをどの程度お持ちなのか。どれぐらいの能力のものを何台お持ちなのか。そういう形で、先ほどのものだと、5万立米、5万立米になりますと、これはトンに換算すると、比重がどれぐらいになるかわかりませんが、1.5ぐらいあれば、7.5万トンということになります。それを、11月ということになりますと、200日ちょっと超える日数であるという形になると、かなりの処理能力がないとできないということになるのですが、それだけのそういった廃棄物処理施設をお持ちなのか。これは効率的にやろうと思えば、4カ所にそれぞれ設置してということになるでしょうけれども、それがお持ちでなければ、下手して、1台しかなければ、1カ所やって、次いって、次いってという形で4カ所回るような形になると思うのですが、そういう処理能力があるのかどうか、その辺について、確認をさせていただきます。

○議長（行重 延昭君） 副市長。

○副市長（嘉村 悦男君） 最初の工事の4つを縦とか横という御指摘がございましたが、いわゆる廃掃法の縛りにあうところについてはそこで分別をしていただいて、資源にしてしまえば、いわゆるあとは別の業者でもいいんじゃないかというのも、無論、内部で協議いたしました。無論、現地も回って見たのですが、現地のところで、分別まではA、その後の運搬はBというようなことが、あの狭いところで、現実的ではないね、いわゆる出会い帳場等々になりまして、現実的ではないねという判断をいたしました。いわゆる順調に泥が別の山になってくればいいんですけれども、その辺の打ち合わせとか、出会い帳場と

か、そういうものを考えますと、やはり、一つ一つにせざるを得ないねという協議もいたしたところであります。

遂行能力につきましては、いわゆる交渉に入るようにという入札審査会の決定を受けて指示いたしまして、交渉は何度も、難航に難航を重ねたわけですが、いわゆる担当者の報告を聞きますと、責任を持って実行できる、大丈夫だということをきちんと報告を聞いております。私は、交渉、直接タッチしたわけではありませんけれども、その辺のいわゆる実行性、本当にできるのかといったことも含めて、何度も私のほうで、担当者に大丈夫かといったことについて、確認をさせていただいております。

○議長（行重 延昭君） 26番、田中健次議員。

○26番（田中 健次君） 私はちょっと現場を見ていないので、出会い帳場ということが確かにあるのかもしれませんが、ただやはり、委託契約の予算の規模を考えると、約3億円のこの随意契約というのはやっぱり異常な金額だと思うのですよね。そういうことでいけば、これはやはり少し時間をかけても、きちっとそれは分離発注をすべきではなかったかと。もう、してしまった話ですから、今さらどうしようもありませんが、そういうふうな意見を申し上げておきたいと思えます。

それからもう一つ、大丈夫、責任を持ってやれるということではちょっと、本当に大丈夫なのかというのが、心配なわけですね。だから、少なくとも、これぐらいの機械があるとか、あるいは、そういうものをリースを受けることになるのかどうかわかりませんが、どれぐらいのものがあるのかということぐらいのことははっきりしていただかないと、ちょっと本当に大丈夫なのかという、その中身がちょっと心配になってくるんですが、これは、やはり、4カ所並行的にやるわけですか。4カ所、並行的にやらないと、時間もかなりかかるんじゃないかと思うのですが。それとも、1カ所ずつやっていくわけですか。そういうような協議は交渉の中でされておるのでしょうか。

○議長（行重 延昭君） 生活環境部長。

○生活環境部長（古谷 友二君） 今の4カ所ですけれども、1カ所ずつ順番にやっていくという形にしております。

○議長（行重 延昭君） 26番、田中健次議員。

○26番（田中 健次君） これ、トロンメルとか、あるいはスケルトンですか、そういう形のものを使われるということですが、1日に5トンを超えるものが設置許可が要するという形だったですけれども、もし1日5トンのスケルトンであれば、1万日、かかるわけですね。だから、あるいは500トン、1日に処理できれば100日というぐらいの形になるわけですがけれども、それぐらいの処理能力があるというふうな回答を得ているとい

うことでしょうか。

○議長（行重 延昭君） 生活環境部長。

○生活環境部長（古谷 友二君） 交渉の中でもそれはできるということを聞いております。

○議長（行重 延昭君） 13番、三原議員。

○13番（三原 昭治君） それでは御質問させていただきます。今の、せっかくですから、田中議員の質問の中で、交渉は、だれが、いつ、どのようにされたのか、教えていただきたい。そして、先ほどの現場担当の報告から、責任を持ってできるという言葉ではなくて、相手様がどのような規模の会社なのか、近年の実績等を教えていただきたいと思えます。

○議長（行重 延昭君） 生活環境部長。

○生活環境部長（古谷 友二君） 相手の会社ですけれども、私の知っている範囲では、市内に2名、市の事務所ですか、こちらのほうに2名ということ。それから、規模からいうと、私どもでは、クラスではDクラスになるかと思えますけれども、Dクラスの状況ということでございます。（「人員は」と呼ぶ者あり）人員は一応2名。

○議長（行重 延昭君） 13番、三原議員。

○13番（三原 昭治君） 今の、交渉はだれが、ちょっと聞いてなかった。今の、質問じゃないですからね。

○議長（行重 延昭君） はい。生活環境部長。

○生活環境部長（古谷 友二君） 交渉は私どものクリーンセンター所長とそれから補佐とでやっております。

○議長（行重 延昭君） 13番、三原議員。

○13番（三原 昭治君） 市でいえばDクラス、そして人員は2人ということで、これは、また質問があると思えますけれども。そこで、先ほど、入札指名審査会で2月の15日に最終決定をされたということなんですが、県からの回答が2月の10日であったと、口頭であったと。先ほどそうやって言われたんですか。これは口頭じゃなかったと。これ、正式な文書を受け取られた、公文書として正式に受け取られたのは2月の16日ということですね。

先ほどから、少し、いろんな話の整理の中で、なぜこういうふうな話になってきているかというのは、少し整理してみますと、スケルトンという部分から事が始まっているような気がいたします。当初、県がスケルトンでいいと言ったから作業を進めてきたと。途中でいけないと。どうも腑に落ちないのが、先ほども同僚議員からありましたが、5トンで

超える場合はというのが最終結論でいけないという話になったと聞いておりますが、考えてみれば、1日5トンで1万日かかる。これは安易に、県がそのぐらいでいいですよということ自体が、私は県がおかしいと思うのです。その部分ではですね。大変おかしいと思います。

そこで、今、入札のことに戻りますが、そういうふうに、恐らく、県のほうにちょっと私、いろいろ調べてみたら、最初はそういうふうな言い方をしていないような言い方をされております。これはしかし、言葉だから、どっちがどうこうということは、なかなか難しいと思います。そこで、2月15日に最終決定をされたわけですけれども、正式に公文書として届いたのが2月の16日と。元来、やはり市がちゃんとした業務を行うに当たって、やはり正式な公文書を受け取ってから最終決定すべきではなかったのではないかと私は思っておりますが、いかがですか。

○議長（行重 延昭君） 生活環境部長。

○生活環境部長（古谷 友二君） 今の三原議員の質問でございますけれども、正式に受け取ったのは、確かに県から送ってまいったのが16日と、受付は16日になっております。これは間違いございません。

それで、その前に、だから、先週、その前の週の、これはちょっとはっきりしないのですが、11日か12日に、県の、防府の環境福祉センターですか、こちらのほうに私どものほうが出かけておりまして、そのときに、この文書の写しをいただいております。

○議長（行重 延昭君） 13番、三原議員。

○13番（三原 昭治君） 写しということで、私は正式なもの、公文書ということで受け止められないのではないかと思います。

それでは、まず1点目は、先般、私、一般質問でやりました、農地の災害復旧工事が15件ですか、入札がありましたね。この取り扱いについても、今回と同じような、スケルトンとか、いろんな部分で設置許可が必要なのかどうか。同様の取り扱いをされるのかどうかということと、もう1点、先ほど、業務委託で工事ではないので、議決することはないと判断したということでありまして、先ほどから出ておりますけど、3億30万円という途方もない額が随意契約という、これは近年では全く考えられないことが、今、ここに出てきたわけでありまして。

たとえ私たちがその処理費を認めたとしても、その後の経緯なり、また、説明なり、報告なり、相談なり、きちんとすべきではなかったかと。それと、今、市長は全くこの件については口をあけられませんが、このように、議会、また多くの市民も、また業界の方々

も、大変、疑念や疑問を抱かれています。この一番大きな原因は、市長、何だと思われませんか。

○議長（行重 延昭君） 市長。

○市長（松浦 正人君） 私も、議員の皆様方と、そして多くの市民と同じ考えであろうと私は思うのですが、3億円もの金額が随意契約でいかざるを得なくなったということが私は大変大きなことであると、このように思っております。

先ほど来から、るる副市長、あるいは担当部長が申しておりますが、県と真摯に、幾度となく協議を重ね、そしていろいろなやり方を模索していった中で、その結果として、こうした形になってしまったわけでありまして、私は最終的にやむを得ない判断であろうと、このように自分では考えざるを得なかったと。なにせ、あれだけの大災害の後始末でございます。さまざまなことにおける対応が求められているわけでございます。

そうした中で、年度末という大きな区切りの中で、補助金の申請等々にさわりが出てしまうということになってもなりませんし、また、いたずらに時間をかけることによって混乱を深めていくということもいかなものかということなどの中の事務方といいますか、担当者の苦慮に苦慮を重ねた判断であると、このように私も考えざるを得ないところでございます。議員と全く、そういう意味においては同じ考えではないかと、私も思っております。

○議長（行重 延昭君） 産業振興部長。

○産業振興部長（阿部 勝正君） 農地災害での対応ということですが、一応今、先ほど三原議員が言われました15カ所についてでございますけど、まず、いわゆる土石流、土砂、その流入の中身によりまして、例えば今の真尾地区につきましては、ご存じのように、土石流並びに家屋の一部、さらには農機具等が田んぼに入っております。そういったことの中で、真尾地区につきましては、全部を現場から、業者のほうで大久保のほうに搬入をいたします。そこで、現地で、3種類の仕分けをするということにいたしております。

それともう1点、いわゆるそれ以外の、例えば上右田、小野の、いわゆる鈴屋、奈美側のほうでございますが、そちらにつきましては、一応、全土量の20%相当にごみが混入ということをご想定いたしております。現在では、一応3種類に分けてやるということで、基本的には、いわゆるバックホーというので掘って、人力で仕分けをする。それを3種類、可燃ごみ、それから破砕ごみ、処分ごみ、それぞれに分けて、クリーンセンター並びに最終処分場に持っていくというような手続きを踏むようにいたしております。以上です。

○議長（行重 延昭君） 25番、伊藤議員。

○25番（伊藤 央君） 契約を急いだ理由の中に、国の補助金ということが一つの理

由だったということは答弁の中にあっただけですが、この委託に関して国の補助金が1億9,000万円ぐらいとお聞きしておるのですが、これは間違いはないかということ。それから、この1億9,000万円については、廃掃法の22条による補助であるのか。この部分をちょっとお聞きします。

それで、どちらにしても、市は、先ほどの答弁によると、10月16日、保健所との協議以前に弁護士の方に相談しておると。その時点で一般廃棄物と判断をして、これがスタートなわけですね、副市長の答弁では。ここからいろんなことが始まったということであるのですが、ということで、市としては終始一貫して、一般廃棄物だという認識でこの事業に取り組んできた。ならば、この10月、11月24日に補正予算、成立したわけですが、それ以前から、一般廃棄物の処理業者というものは意識していなければならなかったはずであります。

例えば、こういったものについて、どれぐらいの業者がいたということは、この時点で把握していたであろうと推測されますが、その時点で、一般廃棄物を処理する業者がないということであれば、この業の資格を市がとるようにということを各業者に対して申請を促したことがあるのかどうか、これをお聞きいたします。

それと、先ほど言われた、3億30万円という高額な随意契約なわけですが、私の知るところでは、このような高額な随意契約が防府市で行われたという記憶はないのですが、過去に、このぐらいの随意契約が市で行われたことがあるのか。なければ、最高額というのはどのぐらいなのかを教えてください。

それから、繰越明許費調書の繰越理由なんですけど、21年から22年度に繰り越すという理由に、事業関係者との調整に不測の日数を要したためというふうにあります。この事業関係者とはどなたのことを指しておられますか。また、調整ですが、何の調整に不測の日数を要したか、この点についてお答えください。

○議長（行重 延昭君） 副市長。

○副市長（嘉村 悦男君） 一部になりますけれども、11月時点では一般廃棄物処理業ということは入札審査会でもありませんでした。と申しますのは、いわゆるスケルトンを使うということは、設置許可が我々は要らないということでございまして、廃掃法の適用は受けるけれども設置許可は要らないということになりますと、いわゆる一般の土木の方でも十分対応できるわけでございます。業者の数もAからDまで、たくさんいらっしゃいますので、そちらのほうで実施したいという方針でありました。

○議長（行重 延昭君） 暫時休憩します。

午前11時35分 休憩

午前11時41分 開議

○議長（行重 延昭君） 休憩を閉じて開議を再開します。生活環境部長。

○生活環境部長（古谷 友二君） まず私のほうから、補助金の1億9,000万円ですか、この話でございます。これにつきましては、国の査定を受けた段階で、補助金につきましては、一応3億6,000万円を、全体的な数字をお願いしたわけです。その中で、2億4,000万円を対象にしますということで、国から報告をいただきまして、その中の2分の1ということで、1億2,000万円という上限を決められております。

それから、その災害の、この今の補助金の内容でございますけれども、環境省の持っているメニューの中に、災害等廃棄物処理事業費補助金ということで、これがございまして、被災市町村に支援をするということになっております。

それからもう1点が、私のほうからは繰越明許の件でございますけれども、いわゆる契約するまでも、非常に県とそれから事業者とも非常に協議、調整の日数がかかったということで繰越をさせたということでございます。

○議長（行重 延昭君） 副市長。

○副市長（嘉村 悦男君） 3億円を超えるような委託料があるのかという御質問でございますが、資料等を手元に持っておらなくて申しわけないのですけれども、業務委託であれば、文化振興財団あたりが3億五、六百万円程度委託料がいつているのではないかな、そういう記憶がございます。

○議長（行重 延昭君） 25番、伊藤議員。

○25番（伊藤 央君） 施設の管理運営等に関する指定管理とか、委託というのはまた随分性質の違う話で、全く別個の話とおわかりの上で答弁されているのかどうか、ちょっとわかりませんが、だというふうに私は感じております。ちょっと答弁がないので、それ以上言いようがございませんが。

この補助金についてであります。例えば、先ほど土井議員の質問にございましたように、年度を越えて、特殊な事情があつて、災害であるということ、それから時間がないということ、それから業者がいらないということ等々の特殊な事情があつて、なんとか未契約での繰越を認めてもらえんのだろうか、これは場合によつたら国の補助金でもあるわけですね、こういった未契約で繰り越すというような事業は。国の方は緊急に出してくるようなものに関してはあるわけで、そういった調整については、県が国と相談すると言われてたという答弁だったようにさっき理解しましたけれども、その国と相談してはいけないと言ったのは、県のどこの部署のどなたなのか、これをはっきりしてください。

それと、この委託に関して、前渡金、契約を済まされたということですが、前渡金というものは既に支払われているのか。支払われているとすればこれは幾らぐらいなのか、このことについても教えてください。

○議長（行重 延昭君） 副市長。

○副市長（嘉村 悦男君） 査定に説明に行きました担当者にはその旨指示をいたしましたけれども、いわゆる未契約繰越については補助対象にならないので、そういうお願いはしないでくれということであります。そういう報告を受けております。相手方については担当者に確認しなくてはわかりません。

○生活環境部長（古谷 友二君） 前払金でございますけれども、一応前払金として、工事の請負に準じまして、委託ですけれども、一応、1億円ほど支払うことにいたしております。

それから、この支払いの日にちにつきましては、きょう、25日に予定となっております。以上でございます。

○議長（行重 延昭君） 25番、伊藤議員。

○25番（伊藤 央君） きょう1億円をお支払いになるということですが、これはいわゆる委託ということで、土砂を分別して、先ほどの答弁によると、能力が十分ある会社と判断されたということですから、機械も今さら買わんでもいいんでしょう、人を集めてくることもないんでしょうということで、当然、仕入れというのはほとんどないわけですね。何か建物を建てるということじゃない、土砂を分別して運ぶということなんですが、これに1億円もの前渡金が必要な理由はなんですか。この部分を教えてください。

○議長（行重 延昭君） 副市長。

○副市長（嘉村 悦男君） 業務委託契約でございますけれども、通常の業務契約委託に当たってもいわゆる四半期ごとに支払うとかいったものについては、おのおの協議をいたしております。

また、一方、工事請負に当たっては、工事請負の例で申し上げますと、いわゆる契約額の4割については前払金があるという制度になっております。業務委託ではあります。一方業務委託については、いわゆる四半期ごとにお支払いをするというルール等もっておりますので、「ちょっと聞こえませんが」と呼ぶ者あり）四半期、要するに、年間通じて、施設の運営等をお願いする場合は四半期ごとにやっております。

それで、今回の業務委託に当たっては、いわゆる前金払、工事の場合は4割ですけれども。そこまでは至らない金額で契約がまとまったというふうに聞いております。

○議長（行重 延昭君） 3番、河杉議員。

○3番（河杉 憲二君） 今、伊藤議員の質問の中で、県の、これ実は重要なことだと思うのですが、県の担当者の方がわかれば教えていただきたいということです。

それから、その前に、先ほど167条の2の1項の2号、いわゆる随意契約というところで、この条文を見ますと、要は、「物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払い」とあるんですけれども、このどの部分に当たるのかを教えてください。

それから、その、先ほど入札に適さないその理由として、その性質、その目的というのは何なのか、教えてくださいと思います。

○議長（行重 延昭君） 生活環境部長。

○生活環境部長（古谷 友二君） 2号の中に、必要な物品の売払い、その他の契約で、その性質又は目的が競争入札に適さないものと、その他の契約というところで、先ほど申しましたけれども、県の設置許可が要するというところ、それが1者しかないというところが一番重要などころではないかというふうに感じております。

それと、目的ですけれども、この目的につきましては、一応、この災害の土砂を分別するというのは、どれでもできるのですけれども、一応、市が委託した場合にはどの業者でもできるということになっておりますけれども、そういった、先ほど申しましたような、許可という、一つの大きなハードルがございまして、これについてあるということで、その性質がどうしても、その1者しかないということでそういうふうにしたということでございます。

○議長（行重 延昭君） それでは、昼にちょっと早うございますが、昼食のため午後1時まで休憩といたします。

午前11時51分 休憩

午後 1時 開議

○議長（行重 延昭君） それでは休憩を閉じて会議を再開いたします。副市長。

○副市長（嘉村 悦男君） 県の担当者名をということでございましたが、直後にすぐ、うちの担当が控えておりましたので、名前を確認をいたしました。しかしながら、これは、県の組織の一員として対応されたこととございまして、個人名の回答はこの席では控えさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（行重 延昭君） 3番、河杉議員。

○3番（河杉 憲二君） それと、先ほどの、ちょっと答弁の中に、言われたか言われんか、ちょっとわかりませんが、農地から出る土砂は、これは費目は何になるのですし

ようか。

○議長（行重 延昭君） 産業振興部長。

○産業振興部長（阿部 勝正君） 一般廃棄物です。

○議長（行重 延昭君） 3番、河杉議員。

○3番（河杉 憲二君） わかりました。ということは、いわゆるその扱いについては、いわゆる今の、野積みの5万立米と同じような扱いとなるわけですね。

それで、当然、私ども、そう、単純に考えて思うのですけれども、先ほど4カ所に大体5万立米ということで、比重からすれば、1.5倍を掛ければ大体7万5,000トン、それを計算しますと、大体、10月、11月1日が契約年次ですね。大体三、四カ月、4カ月弱ですか、で、稼働日数が200日と考えた場合、大体計算すると1日に75台、11トントラックでも75台要るわけなんです。11トン全部そのまま、11トン積めるわけではありませんので、約5トンから6トンぐらいしか積めないということなわけです。それで、1日75台で仕分けして、果たして可能なのかどうなのかというのは、私どもよく不思議に実は思うのですけれども、その辺の判断というのはされておられるのですか。

○議長（行重 延昭君） 副市長。

○副市長（嘉村 悦男君） 前段のいわゆる農地の方の一般廃棄物についてのお答えをいたします。これは、2月10日付で、県から県内の市町村に通知がございまして、いわゆるその一部の抜粋でございすけれども、その使用する目的、場所の違いということで、次のふるい分けを重機で行う場合、一般廃棄物処理施設設置許可は必要か否かという項目がございまして、1番として、災害場所や工事現場で災害土砂の撤去作業や解体工事の一環として行われるふるい分けについては、災害土砂の撤去作業や解体工事の一環であり、これについては一般廃棄物の処理施設の設置許可は不要と解するというところであります。（発言する者あり）

もう一度言いますよ。撤去作業や解体工事の一環であり、設置許可は不要であると。

また、この3番に書いてあるんですよ。保管されている一般廃棄物を分別する行為については、一般廃棄物の処理であり許可が必要と解するという見解が出ております。以上であります。

○議長（行重 延昭君） 質問の内容をクリアしましたか。もう1点、生活環境部長。

○生活環境部長（古谷 友二君） 1日に75台程度要るんじゃないかということでございますけれども、一応、再委託はこれについては不可能ということでございますので、人等につきましましては、直接雇用していただいて、それから、機械等につきましましては、リースすれば可能であるというふうに考えております。（発言する者あり）これはリースででき

ますので可能であるというふうを考えております。

○議長（行重 延昭君） 3番、河杉議員。

○3番（河杉 憲二君） 廃掃法を見ますと、いわゆる直接雇用と、いわゆる従業員はパートではいけません、アルバイトではいけません、直接に雇用してくださいよと。それから、リースはいいですけども、リースの重機の運転手も雇用しなきゃいけないと思うんですね。

いずれにしても、現段階において、先ほど答弁がありましたけれども、Dランクでしかも従業員が2人しかいない会社が3億円の随意契約ということについては、正直のところ申し上げまして、ちょっと希有に感じております。

ですから、当初の見積もりも3億円、合い見積もりか何か、とられたと思うのですけれども、3億円の見積もりで3億円で落札というか、契約ということ自体も不思議に実は思っているわけなんです、いずれにしましても、この契約について、最終契約者でありますのは市長であります、市長さんはこのことについて、どのように感じていらっしゃるのか、再度お伺いしたいと思います。

○議長（行重 延昭君） 市長。

○市長（松浦 正人君） 先ほどの三原議員の御質問にお答えいたしました。私もなんとまあというのが実感でございますが、県と詳細にわたって、幾度となく協議を重ねてきておりまして、その結果として、そういう状況が結果として出てきたということで、ほかにとるべき道がないと、こういうような状況の中で、私も普通常識的に、一般的に、なんと大きいあれだなど、こういうふうに思いはいたしたわけでございますが、担当者がそのように悲痛な顔をして申すものでございますから、これはよほどの事態であろうと、こういうことの中で、あのような大災害の後始末という、大事態でございますので、まさに希有なことも起こるであろう、あるいはまた、いろいろな不可思議な形もやむを得ないのではないか、こういうような形の中で、私としては判断せざるを得なかったと、このように御理解を賜ればと思っております。

○議長（行重 延昭君） 8番、重川議員。

○8番（重川 恭年君） 午前中のいわゆる質疑を聞いて、ちょっと確認とお尋ねをしたいと思うのですが、今、河杉議員のおっしゃったことと重複する部分があるかと思うのですけれども、受注されたところは2人でDクラスと、それを5万立米を短期間、200日程度で処理すると、これができるのかどうかという疑問があるわけですね。それで、受注者の、受注されたところの近年の工事实績というのは調査されているのかどうか、その辺、調査されておれば近年の実績をお尋ねしたいと思います。

○議長（行重 延昭君） 生活環境部長。

○生活環境部長（古谷 友二君） 今の実績の調査でございますけれども、私どものほうでは、今のところ実績については調査いたしておりません。

○議長（行重 延昭君） 8番、重川議員。

○8番（重川 恭年君） 実績は調査されてないと。それでは、もう1点お尋ねいたしますが、5万立米なり、3億円という委託処理を出されるのに、これが、そういう実績がわからないところへ出して、完工させるというか、これが可能かどうか。人員、規模、施設等ですね、その辺、どういうふうにお考えになっておったのか、それをお尋ねいたします。

○議長（行重 延昭君） 生活環境部長。

○生活環境部長（古谷 友二君） この事業、随契でやっておるわけですがけれども、いろいろ業者と直接話をする中で、先ほど河杉議員の質問にもお答えしましたけれども、直接雇用すると、それから機械についてはリース等でやっていくというふうな話を聞いて、その中で本当にできるのかという話で、いろいろ調整してまいってきたわけですがけれども、できるということを話の中で我々としては了解したということで、その契約に入ったということでございます。

○議長（行重 延昭君） 8番、重川議員。

○8番（重川 恭年君） それでは、最後の質問になると思いますけれども、調査はされて、いわゆる実績ですね、これ、調査もされてないと。そういうところで、お2人のところ、Dクラスと、これで処理できるというふうに解釈されたということで、全ての受注要件、あるいは能力があるとかないとかいう問題で発注したと。それで、発注した後に、要件を整えればそれでいいというふうに解釈されているのかどうか。今後も、受注した後に要件が整っておらなかったら、後から要件を整えなさいよということでいいのかどうか。

それと、経営事項審査内容は見たのかどうかという質問でございます。最後の質問、よろしく申し上げます。

○議長（行重 延昭君） 生活環境部長。

○生活環境部長（古谷 友二君） 何度も申し上げますけれども、新たに雇用するという事で整えていただくということで、我々のほうは考えております。

○議長（行重 延昭君） 入札検査室長。

○入札検査室長（安田 節夫君） 経営事項審査につきましては、県のほうの審査はきちんと受けておられます。それで、それをもとに市のほうの登録業者になっておられます。

○議長（行重 延昭君） 次の質問。16番、安藤議員。

○16番（安藤 二郎君） それでは、若干質問させていただきます。最初に、市長さん

は、先ほど申されましたように、議員の方と同じ考えであり、3億円の随意契約というのは大変なことだと思っておると。しかし、県と職員が一生懸命調整をしたんだから信じておるということを言われましたけれども、まず、第一に、それは議会に報告なり、説明なりする気があったのかどうか。その辺をまず第1点、ただしてみたいと思います。

それから、2番目に、今、実績の調査をしていないと。では、今あった、経営事項審査というのは何のためにあるのかといいますと、その会社が、どういう実績があり、どういう職員がおり、どれだけの経済的基盤があるかということ調べるのが経営事項審査であって、それをもとに業者を選ぶんであって、それは満足してないけれども、受注したらそれを満足するように体制を整えるんだったら、経営事項審査の意味は全くないわけですね。ですから、それはちょっと違うんじゃないかというふうに思います。

そういう点で、ちょっと数値の点で質問いたしますけれども、5万立米の処理の方法について、設計書は、どういう設計をしておられたのか。210日でやるという計算が出ている以上は、1日にどういう量をどういうふう処理するということが必ず設計書に書いてあるはずですから、設計書にはどういうふう書かれておるのか。しかも使われている機械はどういうものであるか。ダンプはわかりますが、分別する機械はどんなものなのか。それがどのぐらいの処理能力があるか、我々にはわかりませんので、それを設計書に基づいて説明をしてください。そうするとわかってまいります。

それと副市長は出会い帳場だというふうに言われましたけれども、出会い帳場というのはどういう意味なのか。別の会社が入ったら出会い帳場で、同じ会社であったら出会い帳場にならないのか。それはちょっと出会い帳場の意味が違うと思います。副市長が言われる出会い帳場とは一体どういうものなのか、説明をしてください。

それから次に、一般廃棄物にするのか、産業廃棄物にするのかというのは、どの時点で決められたのかというのは大事であって、それは国の助成金をいただくために一般廃棄物としたのか、そうでないのかということをお尋ねします。

と申しますのは、もし1億2,000万円の国の助成金がないとすると、3億のうち1億8,000万円というのが残りますけれども、助成金をもらわないと、1億8,000万円になってしまうのですが、1億8,000万円が市内の業者に落ちるとしたら、産業廃棄物のほうがずっといいわけですよ。効果があるわけですよ。にもかかわらず、わざわざ1億2,000万円をもらうために一般廃棄物にして、市内にはお金が落ちない。それは、市長が言われる「とことん防府」に最も反することではないかと思いますが、いかがお考えでしょうか。お尋ねします。

以上です。

○議長（行重 延昭君） 市長。

○市長（松浦 正人君） 私からは1点目の報告なり説明なりする気があったのかと、こういうこととございます。私は、極めて大切なことであり、報告をし、御説明をしなくてはならない、こういうことで、行政報告の今回の時間をちょうだいしたわけとございます。御理解をいただきたいと思っております。

○議長（行重 延昭君） 副市長。

○副市長（嘉村 悦男君） 出合い帳場ですけれども、Aという業者の方とBという業者の方が同じ現場に入られて、そういったものを出合い帳場というふうに考えております。

それから、一般廃棄物か否かでございますが、早い段階でその辺の判定、それぞれ指示をいたしまして、これは法律相談の報告書でありますけれども、21年9月15日、昨年の9月15日に法律相談の結果についてもらっております。この中で、いわゆる一般廃棄物という見解で間違いはないというものをいただいております。9月15日であります。

○議長（行重 延昭君） 生活環境部長。

○生活環境部長（古谷 友二君） 設計の内容でございますけれども、私ども当初考えておりました、スケルトンと手作業ということで、当初計画して、それに基づいて業者と協議してまいりました。その中で、要するに、スケルトン等も施設の許可をとらなければならないということで、この業者は持つておるわけですけれども、これで、計画して、その金額で当初設計しておったのですけれども、先々、スクリーンというものがございまして、この許可もとって、そのほうで、できれば、そのほうでとれば、そのほうでやってみたいということとございましたので、設計の基礎金額というのは、このスクリーンで、はじいて出しております。だから、スケルトンと手作業等でやるということは絶対にこれ、当初の許可をとられるまでの条件ですよということと出しております。

○議長（行重 延昭君） 16番、安藤議員。

○16番（安藤 二郎君） 最初に、市長さんに申し上げますけれども、行政報告程度のことでは足りると思っておりますか、その辺がちょっと疑問なんですけれども、その辺がかなり、なんというか、これは大事なことであるという認識とはとても思えない。きちっとした形で、もっときちっとした形で詳細について説明するのが当たり前ではないかというふうな気がいたしましたので、その辺を考えていただきたいというふうに思います。

それから、一般か産廃かのことは、10月ですか、9月ですか、されたということですが、そのときにきちっとした金銭的なはじきはしたのかどうか。全くしないで一般にしたんだということであるならば、今、一般か産廃かということで騒いでおる最中で、何が我が市にとって大事なのかということと考えられていたのかどうか、その辺をちょっ

ともう一回説明をしていただきたい。

それから、もう1件の、設計を示してくださいと言ったのですから、きちっと設計を示してください。1日にどのぐらいの量をどういう機械でどのぐらい処理すると。ということは、どういうことかということ、どうやら、ちょっと聞いたところによりますと、最初に100の網を設けて、次に40の網を設けて、一番下に砂を落とすと。考えられることは、非常に簡単な方法は、一番下にダンプを置いておいて、そこに落とす。網を上げて落とすのか、それが一番簡単な方法ですけれども、そうではなくて、網を通した後、別に貯めといて、それをまたユンボで積むのか、そういう具体的な設計図をちょっと言ってください。

そうしないと、5万立米を210日でやれるという根拠がわからない。

○議長（行重 延昭君） 副市長。

○副市長（嘉村 悦男君） 一般廃棄物か産業廃棄物かという件ですが、9月15日に法律相談に参りました。相談要旨は、豪雨により土砂とともに堆積した木くず、流木、コンクリート片等の災害廃棄物の分類について、産業廃棄物か否かの御教示を願いたいと。これは法律上の解釈でございます。ですから、その回答が、産廃か否かとの照会の件ですが、今回の豪雨災害が平成21年7月、中国・九州北部豪雨災害であることに注目すべきである。つまり、災害対策基本法第50条第6号に基づき、それら进行处理する実施責任が防府市にあり、それを行う根拠法令が廃棄物の処理及び清掃に関する法律第4条第1項ということになる。この第4条第1項で、市には一般廃棄物进行处理する責務があるとうたわれており、これらから判断すれば、必然的に一般廃棄物として取り扱うべきであることが判明するというのが弁護士さんの御見解でございます。

したがいまして、最初から、どれだけ経費がかかるかわかりませんが、一般廃棄物がいいのか、産業廃棄物のほうが安くつくのかという判断に基づいて相談に行ったものではなくて、法律上の適正な解釈はどうあるべきかというところで、弁護士に照会をさせていただいたというものであります。

○議長（行重 延昭君） 暫時休憩します。

午後1時24分 休憩

午後1時26分 開議

○議長（行重 延昭君） 休憩を閉じて、会議を再開いたします。答弁を求めます。土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（阿部 裕明君） それでは、設計の処理の能力ということの質問でございますので、設計に当たりまして、どういう処理を考えておったかということをお説

明いたします。今回の設計に当たりましては、先ほどもありましたように、分別に当たりましては、振動式のスクリーン……。 (発言する者あり)

○議長(行重 延昭君) 答弁者、はっきりお願いします。

○土木都市建設部長(阿部 裕明君) 失礼しました。それでは、設計の内容ということでございますので、答弁させていただきます。

今回の設計に当たりましての考え方は、ふるい分けにつきましては、振動式のスクリーンで行うというようにしております。この能力につきましては、スクリーンを2台据えることによりまして、1日のふるい分け能力が324立米可能ということでございます。

これによりまして、全体の量をふるい分けるに当たりまして、必要になる日数は155日ということから、約6カ月余り必要であるという中で、工期を設定したものでございます。

以上でございます。

○議長(行重 延昭君) 16番、安藤議員。

○16番(安藤 二郎君) 一つ、最初の一般か産廃かという話は法的なものだと言われましたけれども、最終的には金額にかかわることなんですよね。そういう金額とか、例えば、一廃であれば業者はいないじゃないか、産廃なら業者がいるじゃないか、そういうこともあって、いろんな解釈はしているようですから、いずれ、解釈した、そのときにそういうことは考えは及ばなかったということと考えていいですね。それが1つ。

それから、今の155日というのは、それは網を通すだけの話と。網を通すだけの話。その後、ダンプに積んでダンプで運ぶと。そのダンプに積んで運ぶというのはどうなんですか。

○議長(行重 延昭君) 副市長。

○副市長(嘉村 悦男君) 我々が判断するときには、いわゆるごみ混じりの土砂が出てきましたといったことで、これは果たして産廃なんだろうか、一般廃棄物なんだろうかと、まずはその辺の法律の解釈というのがまず前提になりますので、いわゆるそこで、事務提要とかを見ながら、災害の出てきたものは、解説書によると一般廃棄物だというように、解説書に載っております。その上で、本当に確かめるために、いわゆる顧問弁護士さんのほうに、こういう解釈もあるけれども、産廃か一般廃棄物か否かということをお尋ねに上がって、その結果として、一般廃棄物、これからも必然的に一般廃棄物として取り扱うべきであるという顧問弁護士さんの見解をいただいて、一般廃棄物だというふうに認定したわけでありまして。

ですから、お金がどっちがかかるとか、いや、こっちのほうが産廃なら安くなるとか、

一般廃棄物ならなるとか、そういう発想ではなくて、法律を原点として取り扱ってきたということでございます。

○議長（行重 延昭君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（阿部 裕明君） ダンプ作業について、どう考えておるかということでございますが、ふるい分けの作業がすべて完了した後に運搬という考え方はしておりません。ふるい分けをしながら、そのできたものについて、ダンプで運搬していくという並行作業を考えておりますので、一番この中で長く期間を要するのが今のふるい分けというような判断から工期を設定したものでございます。

○議長（行重 延昭君） 15番、木村議員。

○15番（木村 一彦君） どうも、何回聞いてもよくわかりません。要は、この受注された業者が本当にこれだけの大工事を受けることができる業者なのかどうかという点で、一向に解明されておられませんと私は思います。

今、初めて出てきた話、聞いたのですが、当初はスケルトンとか何とか、私もよくわかりませんが、今度は、振動式スクリーンで処理すると、こういう話が突然出てきたように思います。

先ほどの御答弁の中では、途中で、最初はスケルトンと手作業でやるということでしたが、途中で、振動式スクリーンの許可をとると、とれたら、今度はこれでやりますと、こういうふうに言っていると、業者の側がですね。そういう話でしたね。じゃあ、この振動式スクリーンというのは、許可は簡単にとれるのですか。それとも、とれなかった場合どうなるのですか。これが1つ。第1点。

それから、この業者の先ほどから何回も出ています、経営事項審査通知書というのがあります。これによりますと、これまでの実績はどうかというと、土木工事一式は実績ゼロなんです。そして、かろうじて、とび、土工、コンクリート工事で、2年平均で616万3,000円の実績、完成工事高がですね。それから、元請完成工事高は217万の実績しかないんです。しかも、先ほどから繰り返されているように、従業員は2名という業者であります。

これの一般廃棄物の事業許可をとったのが昨年8月、すなわち昨年の大災害7月21日の直後、これ、とっているわけですね、許可を。

そういう中で、先ほどから、どういう計画でこの事業を処理していくかということを知ると、スクリーンでやると。スクリーンでやれば、今の話、155日でできると。しかし、このスクリーンというのは、本当に許可がとれるのかと、今から、果たして。そのことを最初に質問しましたけど。

それから、はっきりしないのが、この人員ですね。この計画書、仕様書というのですか、設計書、ここでは何人雇うことになっているのでしょうか。これが1つ。

それから、何人雇うということがわかれば、こういうことが本来、市の工事を請け負いさせる上で、工事じゃない、委託ですか、許されるのでしょうか。極端な話をすれば、たった1人の会社でも、仕事をもらったら、うちは500人ぐらい雇いますと。だからくださいよと。それでいいんだったら、そういう会社がどんどんできることになりますよね。だから、先ほど安藤議員も言われたように、経営事項審査とか云々かんぬん、それから、契約の要綱なんてのは、全く要らないじゃないですか。1人の会社でも、10億の仕事もらったら、うちは300人雇いますよと。だからやらせてください、いいですよと、これ、通れば、全く要らない、そんなことは。こんな無茶な話があるんですか。この点についてもお答え願いたい。

それから、もう一つは、先ほど聞いてて、おや、これと思ったのは、県が2月の2日に、市から県に相談に行ったら、設置許可は必要だけれども、先に業者を決めて、その業者に許可をとらせたらどうかと、こういう指導があったというんですね。全くあきれた話です。こんなことは適法なんでしょうか。私、これ、適法じゃないんじゃないかと思えますよ。こういうことを言ったのはどの部署か、お答え願いたいと思います。それから、それを聞いて、どのように市は対処されたのか。この点もお答え願いたい。今、幾つか言いましたが、一つ一つ、ひとつよろしく願います。

○議長（行重 延昭君） 副市長。

○副市長（嘉村 悦男君） ばらばらになるかもしれませんが、要は、御説明申し上げましたように、廃棄物処理施設の設置許可を持っている業者が、契約できるのが1者しかなかったというところが、大きな最初の契約に至った原因であります。

それから、2月2日の件でございますが、要するに、許可をとることを条件にというふうに、申請書が出れば、県も時間が短いので、応分の協力するよという温かいご配慮をいただきましたけれども、それでもって2月5日のいわゆる入札審査会にそういう状況を諮ったわけであります。

その中で、とることを条件に、とればとか、とれたならということについては、仮に環境アセスをつけて申請をいたしたといたしましても、1カ月ということではありますが、じゃあ環境アセスをつくるまでにまだ2週間ぐらいはかかるであろう、あるいはその前に、受注希望型で募集をする期間がまた二、三週間かかるであろう等々をやりますと、仮に3月31日にやっと、まだ設置許可がいただけない段階で契約をいたしたとしても、書類の不備等でまた時間がかかる、あるいは、技術者の配置で、いや、それはちょっとだめよ

とかいうおそれ等もあるということで、県から、いわゆるとることを条件ということについては、これは少しリスクが多いということで、入札審査会では見送ろうということとしたわけであります。

以上です。

○議長（行重 延昭君） 生活環境部長。

○生活環境部長（古谷 友二君） 県の部署でございますけれども、これは廃棄物・リサイクル対策課でございます。

○議長（行重 延昭君） 暫時休憩します。

午後 1 時 3 9 分 休憩

午後 1 時 5 1 分 開議

○議長（行重 延昭君） 休憩を閉じて、会議を再開いたします。生活環境部長。

○生活環境部長（古谷 友二君） スクリーン等の話しが出てまいりましたけれども、これについては、見通しとして、とれるか、とれないかというのは県次第だろうということになると思います。見通しはまだ立っておりません、それは。

結局、私どもが当初、スケルトンと、人海をとおしてということで計算しておりますけれども、これに基づいて、国のほうに申請を出しております。この申請のときが、4カ所に今、分けておまして、1カ所につき、スケルトンを4台持っていくと、スケルトン4台ですね。そういう計算で国のほうに申請しております。だから、当然、スケルトンにかかるオペレーターが、恐らく4人、四四の十六になりますか。それから、人数とすれば1台当たり、人海ということで、1台当たり3人という計算で、当初の、国への申請について、そういうことで国へ申請しております。それに基づき今回の随契についても、それをもとに話し合いを始めたということです。それで、工期につきましては、スクリーンにつきましても、人海でやるについても、工期はほとんど変わらないということでございます。

○議長（行重 延昭君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（阿部 裕明君） 何人雇うようになっているかというような質問でございますが、今回の設計にあたりまして振動スクリーンにつきましても、2台設置するということで、1台当たり4名は必要であるというふうに考えております。ですから、最低でも、このふるい分けに関しましては8名が必要であるというふうに考えております。

以上です。（「大体何人の計画になっているんですか」と呼ぶ者あり）

○議長（行重 延昭君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（阿部 裕明君） それぞれ工種ごとに人間が幾らかというようになっておまして、この中にはそれぞれ作業に伴いまして、兼ねられる人も出てくると思います。今、振動関係、ふるい分け関係につきましては、今、8名と申し上げましたが、当然これに運搬が加わってきます。運搬ということになればダンプトラックの運転手等が必要になってまいります。これにつきましても、その量を運ぶに当たって、ダンプの運転手が必要になってくるというふうには考えております。以上です。（発言する者あり）

ダンプの台数ということをございましょうか。設計上何台必要であるかということをございますか。そういうことでよろしいですか。（「とにかくこの事業で何人雇うのかということですか」と呼ぶ者あり）何人雇われるかということに関しましては、何人雇われるというような設計上の数字はないわけで、この仕事に当たって何人が必要であるというような考え方から、今、スクリーンのふるい分けにつきましては、最低8人は必要であるというふうに申し上げておまして、今後これにダンプトラックの運転手ということで、その運搬量によりまして、台数が決まってまいります。台数が多くなればそれだけ……。全体の台数ということをございますか。ちょっと確認いたしますので、申しわけありません。

（「受注してから人員を直接雇用することが正しいのかどうかということについての見解もあわせて言ってください」と呼ぶ者あり）

○議長（行重 延昭君） 木村議員の質問内容を確認されなくていいですか。いいですか。暫時休憩します。

午後1時56分 休憩

午後2時 開議

○議長（行重 延昭君） 休憩を閉じて、会議を再開いたします。土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（阿部 裕明君） それでは、先ほどのダンプの台数ということをございます。設計上の、今、ダンプは、延べ約3,800台を考えております。延べです。延べ3,800台を計上しております。以上です。

○議長（行重 延昭君） 生活環境部長。

○生活環境部長（古谷 友二君） 受注してから人員増の話でございすけれども、これにつきましては、直接雇用すれば廃掃法上は問題ないというふうに考えております。

（「まだ答弁漏れがありますよ。スクリーンの設置許可は簡単にとれるのか。どのぐらいでとれるのか」と呼ぶ者あり）

○議長（行重 延昭君） 生活環境部長。

○生活環境部長（古谷 友二君） スクリーンの設置許可についての見通しでございす

けれども、業者の方はスクリーンの設置許可をとるということで、県のほうに相談に行かれておるようでございますけれども、今のところいつごろかというのは、ちょっと見通しは私どもは聞いておりません。

○議長（行重 延昭君） 15番、木村議員。

○15番（木村 一彦君） どうもはっきりした答弁が、していただくことができません。大体、この3億円の事業をやるのに、どれだけの人員を直接雇用するのかということ自体が極めて不明瞭。しかも聞いておりますと、本来なら受注業者の側がこうこうこういう人員を雇い、こうこうこういう機器を使って、何日間でこれを処理しますということを出して、そしてそれを市が審査して、これならよかろうと、こういうふうになるのが当然じゃないですか。さっきからの話を聞いてますと、市がこれの処理には大体1台で何人要るし、これの運搬には何人要るから、大体このぐらいでしょうと。全く業者からの設計の提案というのはないじゃないですか。逆じゃないですか。そういう設計が提出されて、その可否を市が審査する、これが当たり前のやり方じゃないでしょうか。その点についての御見解をひとつお伺いしたい。

それから、さっきのスクリーンの話ですけれども、いつになるかわからないという、許可がですね、許可がいつになるかわからないのに、これを使って、最初の御答弁では、これを使って155日でやると。許可をとってない施設を使ってそういう計画を立てる、これまたおかしな話で、どうしてそういうことになるんでしょうかね、全くわかりません。その点についてもひとつ御答弁を願いたい。

それから、これまでの論議を通じてはっきりしているのは、この経営事項審査通知書を見ても、これだけの大きな委託事業をできるとは簡単には思えないのが普通の常識じゃないでしょうか。だとすれば、市内に1業者しかない、この1業者も昨年の災害の直後に許可をとったということですが、この1業者しかいなかったら、県内にいなければ、県外を含めて競争入札をするということをやるのが本来の公平性を保つ上で、行政がやるべきことじゃないでしょうか。

現に、例えば市内のいろんな箱物の設計なんかは、東京なんかの一流の設計事務所にどんどん発注してますね、地元じゃなしに。だから、そういう意味でも、私は、県外を含めて、なぜこれ、競争性を保つようにできなかったのか、これについても御答弁を願いたいと。

それだけにしておきましょう、とりあえず。

○議長（行重 延昭君） 副市長。

○副市長（嘉村 悦男君） 業者さんからの提案によって、審査すべきではないかという

ことですが、委託についてもこちらで仕様書をつくって、こういう仕様でやるんですよというところで、いわゆる委託の入札等に付す。あるいは工事についても、どういう仕様でどういうボリュームがあって、そういう設計書をこしらえて入札をお願いしているという状況でありまして、いわゆる契約によっては、そういうものはこちらで調整してやるということを常といたしております。

それから、交渉に当たりましては、あくまでも査定を受けましたスケルトンと手作業をベースに交渉をいたしたというふうに報告を聞いております。

それから、我々も、市内に契約をできるのは1者でありましたので、県内に設置許可を持っている業者があるのかという確認をいたしましたところ、県内にはないというところでございます。スケルトン、あるいはトロンメル等々の廃棄物の処理の許可を得ている業者は県内にはありません。

ということで、県外について、今度は、いわゆる大手ゼネコンさんも含めてやってもらえないかというふうに、入札審査会でも検討いたしました。が、県外であっても、設置許可を出すのは山口県知事でございます、広島県のいわゆるスケルトンやトロンメルとかの、広島県の知事、あるいは福岡県の知事の許可を持っていても県内では何の役にも立たないということございましたので、いわゆる県外の業者であっても県知事の許可をとらなくてはいけないといったところで、そこはできないというふうに判断したところであります。

何度も申し上げますけれども、10月時点でやったときには、検討いたしましたときには、その設置許可には半年以上かかるというところございました。また、何度もやるうちに、12月の終わりごろには、一生懸命県のほうが努力しても、三月から半年はかかる、設置許可がですね、かかるというところで、なかなか前に進めなかったという状況であります。

ということで、お答えになったかどうかわかりませんが、私の答えられるところはそのところであります。

○議長（行重 延昭君） ほかに、まだ答弁ありますか。生活環境部長。

○生活環境部長（古谷 友二君） スクリーンの許可を取らないとできないのではないかという話ですけれども、私ども、当初から話をしておりますように、スケルトンを用いてプラスアルファの人海ということで設計しておりまして、それについて、それでできるということで、それで工期を決めております。その工期について、また今度、スクリーンの許可を取ったらスクリーンにかえたいがと、こういう話でございますので、考え方とすれば、スケルトン、人海というのが基本で契約しているわけでございます。

○議長（行重 延昭君） 20番、大田議員。

○20番（大田雄二郎君） 随意契約で3億30万円の積算根拠をお聞きします。

また、市長の行政報告の中に随意契約の3億30万円の記載がありませんが、記載すべきと思います。先ほどから不透明な答弁が続いていますが、市長として、この随意契約についての責任をどのように考えておられますか。市長の答弁をお願いします。

○議長（行重 延昭君） 市長。

○市長（松浦 正人君） 私の行政報告はここにございますが、確かに金額は入っておりません。随意契約を行ったものでございますというふうに言っておりますし、その後の質疑応答の中で、金額については、たしか土井議員から御指摘があったかと思っております。きっちり答弁をいたしていると御理解をいただきたいと思えます。

それから随意契約を行ったことに対する責任をどうとるかという御質問でございますが、先ほど来から何度も私も申し上げておりますが、県御当局と長年、と言いましても半年ぐらいのことですが、この半年間、いろいろな誠心誠意やりとりをやり、県の御指導をいただきながら、市としては真摯にこれに職員は対応をしいたわけてございまして、そして最後の段階まで来て、いよいよもってこの方法しかほかにはとることはない、できないという形の中で随意契約に至ったようなわけで、そのことについては法的な点もすべてクリアをしてきていることとでございます。私は、特にこれについて随意契約を行ったことで責任云々というようなことは全く当たらないと、このように考えております。

残余のことについては担当部長から答弁いたしましょう。

○議長（行重 延昭君） 生活環境部長。

○生活環境部長（古谷 友二君） 積算根拠ですけれども、この積算根拠につきましては、先ほどから申し上げておりますように、国に対する補助金の査定を受けるための申請につきましては、いわゆるスケルトンと人海戦術ということで計算しておりますので、先ほど前の議員も御質問もなさいましたように、3億6,000万円の、プラスアルファ、少しあったかと思うんですけど、3億6,000万円程度のスケルトンと人海戦術での積算をしておるわけです。それをもとに今回、話をしております、それを話をする中で、許可をとったらスクリーンでもやりたいんだがどうだろうかということだったので、スクリーンの方がはるかに安いわけですから、そのスクリーンで計算のもとをさせてもらって、それでいいかということで、向こうの了解がとれたということで、そちらのスクリーンの方で積算しておるということとでございます。

○議長（行重 延昭君） 20番、大田議員。

○20番（大田雄二郎君） 続いて、昨年9月ごろ、弁護士と相談し、一般廃棄物と決めたなら、市内に許可業者は1者しかいないことはわかっていたのだから、市内業者に許可を取るよう働きかける時間は十分あったが、何かしましたか。部長は、私は把握していな

いと言われましたけど、許可をとる手続をしようとした業者があったと聞きます。

次に、1月22日に、スケルトンの設置許可が要ると県が言うまでに入札手続きができたのではないですか。

次に、県が国庫補助について国に働きかけ、繰越等をすると言ったら素直に聞いたのですか。

以上について答弁をお願いします。

○議長（行重 延昭君） 副市長。

○副市長（嘉村 悦男君） 一般廃棄物の処理であっても、9月、10月時点は、いわゆる一般廃棄物の処理業でなくて、いわゆるスケルトンでやれば、いわゆる許可が要らない、許可が要らないものでやろうということでございますから、一般土木の方、AからDの方、自由に受注希望型でできるという方針のもとに、スケルトンプラス手作業できたわけでございます。と申しますのは、その当時、県と、設置許可をとったらどうなるんですかというお尋ねの中で、いわゆる処理施設の設置許可については、環境アセス等も入りますので、申請されても6ヵ月から1年はかかりますよと。最初は長期間かかるという表現でございますが、具体的にお話をお聞きすると6ヵ月以上、1年ぐらいはかかるという御説明でございました。

したがって、いわゆる10月時点の判断では、設置許可をとったんではとてもじゃない、災害の査定にも、査定をとったとしても、いわゆる受注業者がないというところで、次のとるべき手段としてスケルトン、設置許可が要らないと我々が判断したもので、いわゆる分別をやっていこうというふうに判断いたしましたものでございます。

それから、1月22日の云々というのが、それまでに早く入札に付したらいいのではないかとございまして、査定が1月13日にございました。そして査定の結果が、その日にすぐ即断できるのではなくて、一たん、本省、あるいは中国財務局等に帰られまして、協議の結果、いわゆる上限が、補助対象分が幾らで、補助分が幾らですよというのに若干の期間が要ります。

そしてそれを受けた後に、入札に付すわけですけれども、その後、手続きとして入札審査会、どういう業者の方にお問い合わせするのかという決定を審査会を開き、そして何でもってそういう決定をいたす。そして、この場合は受注希望型になりますんで、期間を二、三週間をあけていくというような状況となるわけございまして、1月22日までの、いわゆる入札というものは、期間的に、物理的に困難であったと考えております。

国庫補助でございますけれども、いわゆる未契約繰越をぜひ環境省に、中国財務局にお願いしたらというふうに担当に言いまして、県の方とも相談したんですが、県の方はどこ

まで相談されたのかは詳しくは聞いておりませんが、はじめからルール違反、未契約繰越のルール違反をお願いしてもらったら困るということでございまして、査定のときにそのお願いはできなかったということでございます。

以上、3点でございます。

○議長（行重 延昭君） 20番、大田議員。

○20番（大田雄二郎君） 防府市民の税金、3億30万円を使うことについて、防府市民に対して、どういう説明されますか。市長に答弁をお願いします。

○議長（行重 延昭君） 市長。

○市長（松浦 正人君） 3億30万円、これは災害復興ということで昨年の11月ですか、土砂撤去ということで、議会の御承認も頂戴をして粛々と進めさせていただいているものでございまして、このことにつきましては議会の皆様方もよくよく理解をされて、共有のものではないかと、このように私は判断をいたしております。あのような災害の、大きな災害があったわけでございますから、全力を挙げて、これが復興に、資金面の手当を含め、あるいは財源の手当も含め、努力してまいることは当然のことで、その当然の結果のなせるわざであると、このように理解をいたしております。

○議長（行重 延昭君） ほかにありませんか。24番、山下議員。

○24番（山下 和明君） 聞けば聞くほどわからない部分、理解できない部分も生じてくるわけでありますが、最初に1点ほど、確認させていただけたらと思います。

昨年の11月24日、臨時議会において、議会承認を得て、そのときの金額は4億8,000万円の災害土砂処理委託料ということで動き出しました。そのときのいわば執行部のそのときに諮られた考えというのは、先ほどからお話を聞いておりますと、一般廃棄物として、市内の業者で入札をかけたいというか、処理するという考えであったと受け取っておるのですけれども、この点について、間違いはないでしょうか。

○議長（行重 延昭君） 生活環境部長。

○生活環境部長（古谷 友二君） 4億8,000万円についてのお尋ねでございすけれども、基本的に先ほど副市長が申しておるとおりでございまして、一応4億8,000万円というのは、大あらの数字を上げておまして、どの程度になるかというのは、当時はきちっと計算していないわけです。現実問題として、その時点で、いわゆる精査した段階でプロジェクトチームをつくって、計算する中において、3億6,000万幾らかの数字に変わってきたということでございます。以上でございます。

○議長（行重 延昭君） 副市長。

○副市長（嘉村 悦男君） 11月時点では、何度も申し上げますけれども、県御当局と

も御相談をしながら、スケルトンプラス手作業でいこうということでございます。スケルトンプラス手作業でいこうということで、そういう設計で臨もうということでございます。これは幅広く、一般土木の方にも受注機会があるように、あるいは4カ所を同時に分離発注できるようにという方針のもと、11月時点では、スケルトンプラス手作業でいこうということで、部内も、対外的にも、そういった協議をして、進めておりました。

○議長（行重 延昭君） 24番、山下議員。

○24番（山下 和明君） 先ほどから、繰り返しになりますけれども、入札審査会においては4カ所に分けてあるので、それぞれ委託するという考えというか、いわば入札というお考えだったわけですね。確認ですが、随意契約をこの業者と結ばれたのが3月12日ですかね。その前に話がありましたのが、県の設置許可とか、いろいろ月日によっては、日付によってはハードルが高くなったり、ハードルが下がったりというように受け取る場所もあるのですが、2月の15日の日に、入札審査会等で、いわば最終決定というか、随意契約、この業者ということで判断されたような説明がありましたが、この点について、もう一度、確認いたします。

○議長（行重 延昭君） 副市長。

○副市長（嘉村 悦男君） 1月の22日までにつきましては、スケルトンプラス手作業でいくという方針でありました。が、22日に、防府健康福祉センターから施設と判断するという通知が来たわけでございます。そこで前に事務が進まなくなったわけでございますが、私どもが認識していたのは、いわゆる設置許可を申請して、許可までに三月から半年かかるというふうに県御当局の御見解をお聞きしておりました。したがって、1月22日に急に言われても、前に行かれないじゃないかということでもあります。そのことについては、1月26日の日に、わざわざ健康福祉センターから御来庁されて、うちの部長に重ねて御説明をいただいたところであります。

我々のそのときの考えは、廃棄物処理施設の設置許可をとるためには、いわゆる3カ月から半年かかるというふうに県御当局の御見解をお聞きしておりましたので、じゃあ方法が閉ざされたではないかというところで、非常に困ったわけでございます。非常に困ったから、2月2日に、部長等々が、県に御相談に行ったところ、いわゆる業者を決めて、その業者に設置許可をとらす方法をしたらどうですかという御助言をいただいたというところが、また重ねて、先ほど御説明したところであります。

が、2月5日の入札指名審査会におきましては、いわゆる、県は1カ月以内という御配慮という言葉はいただきましたけれども、いわゆるスケジュール的に、受注希望型にしまして、あるいは、その期間が二、三週間要ります。そして、いわゆる設置許可を申請す

るまでに、環境アセスというものをつくらなくちゃいけないという期間も要るであろう。そして、申請してから1カ月、最短で1カ月というふうにおっしゃいますけれども、いわゆるこれまでの感触は、半年から1年とか、あるいは三月から半年とかいうような御見解のもとであったたので、本当にいけるんであるのかというところで、本当に不安になったところでございます。

したがって、業者を決めてから云々ということについては、入札審査会におきまして、これは2月5日でございますが、非常にリスクが大きいと、非常にリスクが大きいので、こういう、県も御配慮は、早く審査すると御配慮いただきましたけれども、とることを条件にとか、とれたならばとかいったことについては、仮に契約をしても、できなければ未契約になりますので、補助金等も、結果として逃すことになる。そういうリスクの多いものについては少し無理だねというのが2月5日の、いわゆる入札審査会の検討内容でございます。

したがって、じゃあどうしたらいいのかも含めて、県に、2月5日では、文書で照会をしよう。言った言わないとかいうところが出てくるので、そのあたりについては文書で県に照会をしようというふうに、入札審査会では決定したところでございます。あとのことについては、9日に、文書で県に持って行き、県は2月10日付の文書であります、実際に受け取ったのは、その二、三日後でございますが、ファクスは先に届いておりました。それを受けまして、2月15日、さっきから何度も申しますけれども、一般廃棄物処分業の許可を有している事業者に対しては、当該処分業に使用する施設に限定し、経過措置として、一般廃棄物処理施設の設置許可を有するとみなすこととしましたと。（いわゆる「みなし許可施設」）といたしましたという県からの通知をいただきまして、いわゆる進む方向については、これ、閉ざされてしまって、一般的には、間際になって、3月末までに契約をするためには、これをよりどころとしなくてはいけないのかというところで、2月の15日、これ、月曜日ですが、臨時の入札審査会を開きまして、先ほど申し上げますように、この業者と交渉するようにしましょうというところに至ったわけでありまして、何度も繰り返しで申しわけありませんが、そういう経過でございます。

○議長（行重 延昭君） 24番、山下議員。

○24番（山下 和明君） 長々と説明されましたけれども、私が聞いたのは、契約日があるのか、それと、この業者に決定した日付はいつなのかという2点を聞いたわけでありまして、それに至る御苦労というものもわからんことはありません。

先ほど安藤議員のほうからも市長に対して答弁を求められました件なんですけれども、昨年11月の24日、臨時議会において、いわば、この土砂処理委託料というものは、

いわば入札という考えのもとで上程され、議会でその承認を得て動き出したわけでありませう。そういう内容で動き出したものが、いろいろな条件が重なって、ここまで至った経緯というのもるる説明がありました。けれども、この意図する執行部側の考え方と、やはりこの業者の、この1業者随意契約に至るといふ、このことに関して、先ほど市長は、きょうこの場で行政報告でしているんだと言われるけれども、2月の15日の日に、この業者にという話があつて、しかも3月の12日、契約に至るわけでしょう。その至るまでに、議会は開かれていたわけでありませう。で、この最終日になつて、突然、市長行政報告といふことで、質疑が長い時間されているわけでありませう。

私はこの流れからして、昨年11月の臨時議会においては、議会といふこの場で、承認を得て動き出したものが、中身がその処理をすることが、目的は一緒かもしれませうが、その処理をする、要するに血税を使うわけですから、先ほどから聞いておりませうが、設計の内容にしても、まだまだ明確じゃない、なかなか理解できない部分もあるわけでありませう。そういった意味で、私は、早い時期に、市長行政報告なり、議会に、こういう状況になつたといふことで、いわば、議会への説明、また、議会の判断といふか、昨年、この議会承認を受けているわけですから、私はあつてしかるべしと、このように、先ほどの安藤議員の質問を聞きながら感じたわけですがけれども、市長、どうでしょうか、もう一度。

○議長（行重 延昭君） 市長。

○市長（松浦 正人君） 山下議員の御指摘、極めてごもつともな点であると、このように私も思つております。一連の流れにつきましては、御説明申し上げたとおりでございませうが、大体タイムスケジュール的なことは御理解をいただいたと思つてございませう。当初は、こういう予定でといふことで、11月の臨時会をお願いをした、そのときは県との協議で、十分そういう形でやっていけるといふ判断のもとで、粛々と進めてきたわけですが、それが、県の御見解が変わつてきて、そのようなやり方ではやっていけないぞといふような事態に立ち至つてきた。今、思い返しますれば、その段階で、いかがしたものでございませうかといふことで、議会の皆様方に御説明をし、県の見解が変わつてまいりましたといふことをつづきにお話をして、皆様方とともに、よりよき方法を模索していくといふことが必要であつたかなと、今にして思えば思ひませう。

しかしながら、あの段階、当事者は、懸命に県の見解をさらにただしつつ、あるいは、環境省と問い合わせしてみろといふことも私は申しませうが、環境省への問い合わせは、県といふ大きい壁の中で、なかなかできなかつた。県の見解どおりであると、こういう返事しかちやうだいでできないはずでございませうといふような返事も返つてきたりしてございませう。結果的に、こういうスケジュールの中で、タイトな状況になつて、このよ

うな3月25日の、きょうの本会議において御説明という形で、るるお話をさせていただいたわけでございます。

どうか、その辺の対応につきましては、県とのさまざまな協議の中で対応に手間取り、そして、議会の皆様方につまびらかに御説明していく機を逸してしまって、今日を迎えたということで御理解を賜ればと、このように感じている次第でございます。

いずれにいたしましても、随意契約をいたしました会社は、真摯にこれからの仕事について対応に努めてくれるものと確信をいたしておりますし、そのことが市民の御期待にこたえていける唯一の道であると、このように私は認識をいたしているところでございます。どうぞ御理解を賜りますよう、お願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（行重 延昭君） 24番、山下議員。

○24番（山下 和明君） 随意契約ということで、その前にこういう場を設けていただくのが本来のあり方じゃなかったかなと。しかも、3億円を超える、過去にあまり歴史のないこういった判断をしなければならぬことについて、不用意でなかったかなというように感じておるところであります。先ほどの部長の説明からにしても、実態の調査はしてないだとか、それとか、クリーンセンターの所長、補佐が、いわば交渉に当たったとかいったことで、それに至るまでの流れが少し危機感がないというか、そのように受け止めては、私はおります。そういうことで終わります。

○議長（行重 延昭君） 市長。

○市長（松浦 正人君） 御指摘のとおりでございます。入札審査会なるものにつきましても、副市長が責任者として対応いたしておりましたし、それから、生活環境部は生活環境部で、懸命な、何かいい方法はないかということで、2月の中旬過ぎぐらいから随分苦慮していたようでございます。

私のところに、結果的に随意契約しか方法がないという話が入りましたのが、たしかこの議会の一般質問の真っ最中の、答弁が終わった後、また答弁書をつくったりとかというようなスケジュールでございました。その時間帯に入り込んできたわけございまして、私も、その時点で、本当に苦しんだわけでございます。しかしながら、万やむを得ない苦渋の判断をそこでせざるを得なかったということで、御理解をいただければと思っておりますし、議員のただいまのお言葉に対しては、しっかりと私の胸にとめておきたいと思っております。ありがとうございました。（「もう一回だけ、ちょっと」と呼ぶ者あり）

○議長（行重 延昭君） 1点だけお願いします。26番、田中健次議員。

○26番（田中 健次君） すみません、午前中に質疑をいたしまして、本当は質疑する

べきではないのですが、副市長の答弁なりをお聞きをしておいて、1つだけ納得のいかな
い点がありますので、お尋ねいたしますが、業者さんが一般廃棄物処理施設をするのは許
可が要るんですけども、市が一般廃棄物処理施設を設置する場合は、これは許可じゃな
くて届出でいいのですが、そうなりますと、さっきのスケルトン、例えばスケルトンを市
がリースで設置をすると。市がリースで設置するという事は、これは届出だけでいくわ
けですから、幾ら県が、これは許可が要るといっても設置をできるわけです。そういう形
で、そのスケルトンの運転管理といいますか、それを委託にすると。こういうことが法律
的には可能じゃないかと思うのですが、そういうふうになれば、当初の形の中でうまくい
ったんじゃないかと思うのですが、そういうところまで考えられなかったのかどうか、お
聞きをしたいと思います。これをやっておれば当初の形でできたんじゃないかというふう
なことを思いましたので、ちょっとお尋ねいたします。

○議長（行重 延昭君） 副市長。

○副市長（嘉村 悦男君） 御指摘のとおり、市がリースしてきて、あるいは市が購入し
て、自分でやればいいんじゃないかと、そこは届出で済むんじゃないかというのも検討し
ましたが、いわゆる、その中で、届出であっても、いわゆる環境アセス等々についてはつ
けていただかなくてはいけないというような御指導もいただいたところでございます。い
わゆる環境アセスをクリアするためには、10月時点では県は半年から1年かかるよとい
うような状況のもと、それも少し困難なのかなというのが1点。

いま一つ、それを今度は、市が雇用保険を払う人、市の職員がオペレーターで運転をし
なくちゃいけないというところがあります。

ということで、そのあたりは、かなり昔検討したので、うろ覚えで申しわけないんです
が、その市が買うことについては得策ではないねという検討もいたした記憶がございます。

（「直営じゃなくて、運転管理は委託です……」と呼ぶ者あり）

○議長（行重 延昭君） 副市長。

○副市長（嘉村 悦男君） 運転管理についても、市がいわゆる雇用ということが必要と
いう解釈でございます。であったと記憶しております。（「議長、ちょっと意見調整をし
たいことがございまして、休憩をお願いしたいんですが」と呼ぶ者あり）

○議長（行重 延昭君） 休憩の要求がありましたので、暫時休憩いたします。

午後2時43分 休憩

午後3時43分 開議

○議長（行重 延昭君） 休憩を閉じて会議を再開いたします。

休憩中に協議がなされたようでございますが、御発言はありますか。26番、田中健次議員。

○26番（田中 健次君） この際、動議を提出いたします。

ただいま市長行政報告でありました災害土砂処理委託の件については、執行部の説明が十分納得できるものではございませんでしたので、この際、15人の委員をもって構成する災害土砂処理委託調査特別委員会を設置し、かつ本特別委員会に対し地方自治法第100条の規定により災害土砂処理委託について調査する決議でございます。

○議長（行重 延昭君） ただいま26番、田中議員より、災害土砂処理委託の調査に関する決議案が提出されましたが、所定の賛成者はありますでしょうか。御起立をお願いいたします。

〔賛成者 起立〕

○議長（行重 延昭君） 所定の賛成者がありますので動議は成立いたしました。

お諮りいたします。この際、本動議を日程に追加し、議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、本動議を日程に追加し、議題とすることに決しました。

ここで議会運営委員会を開催するため、暫時休憩といたします。議会運営委員会の皆様方、大変申しわけございませんが、第一委員会室に御参集ください。

午後3時45分 休憩

午後3時57分 開議

○議長（行重 延昭君） それでは、休憩を閉じて会議を再開いたします。

決議第1号災害土砂処理委託の調査に関する決議（追加）

○議長（行重 延昭君） ただいま開催されました議会運営委員会におきまして、先ほど提出されました動議については、直ちに議題といたしたい旨の協議がなされましたが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、決議第1号災害土砂処理委託の調査に関する決議案を議題といたします。

ここで決議案配付のため、暫時休憩といたします。事務局。

午後 3 時 5 8 分 休憩

午後 4 時 4 分 開議

○議長（行重 延昭君） ここで提出者から提案理由の説明を求めます。26番、田中健次議員。

○26番（田中 健次君） 災害土砂処理委託の件については、この際、15人の委員をもって構成する土砂災害処理委託調査特別委員会を設置し、かつ本特別委員会に対し、地方自治法第100条の規定により、次の事項について調査されんことを望みます。

すなわち、災害土砂処理委託に関する事項について、調査を完全にするために地方自治法第100条第1項の規定により、選挙人その他の関係人の出頭、証言及び記録の提出を請求する権限、並びに同条第10項の規定により団体等に対し、照会をし、または記録の送付を求める権限を本特別委員会に委任することです。

なお、本特別委員会は、この調査が終了するまで閉会中も調査ができるとともに、調査の経費については、本年度10万円以内とすることです。

以上で動議の説明を終わります。

○議長（行重 延昭君） ただいまの提出者の説明に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 質疑を終結してお諮りいたします。本件については委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、討論を求めます。14番、田中敏靖議員。

○14番（田中 敏靖君） 特別委員会設置について、反対の立場で討論させていただきます。

きょう、るる質問がいろいろありました。執行部のほうからいろいろな説明を受けております。で、現在、災害における土砂の撤去というものは早急にやらなきゃならないということで、執行部におかれましては、苦渋の選択というように思っております。

そういう中で、執行部の説明は多少わからないというんですか、疑問な点も多少あったかに思いますが、これからの災害があった場合の対応というものはいろいろやっていかなくちゃならない。特に現在、昨日ですか一昨日ですか、台風1号も発生して災害が起こる可能性が非常にある中で、この今、土砂を早急に撤去しなきゃならない。もしこのようなことによって、ないと思いますが、今の事態が停滞するようなことがあっては非常に困ると

いうことで、できるだけ現況のまま推し進めていただきたいということで、本特別委員会の設置については反対させていただきます。

○議長（行重 延昭君） ほかにありませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 討論を終結してお諮りいたします。本件については反対の御意見もありますので、起立による採決といたします。決議第1号については、これを可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者 起立〕

○議長（行重 延昭君） 起立多数でございます。よって、決議第1号については原案のとおり可決されました。

ここで特別委員会の委員を選出するため、暫時休憩をいたします。

各会派の代表の方は、第一委員会室に御参集くださいますようお願いいたします。

暫時休憩といたします。

午後4時 8分 休憩

午後4時22分 開議

○議長（行重 延昭君） 休憩を閉じて、会議を再開いたします。

ただいま設置されました特別委員会の委員について、防府市議会委員会条例第8条第1項の規定により、次のとおり御指名いたします。事務局長から御報告いたさせます。

○議会事務局長（森重 豊君） それでは御報告申し上げます。なお、敬称は省略させていただきます。

大田委員、土井委員、松村委員、安藤委員、伊藤委員、山根委員、重川委員、三原委員、藤本委員、山田委員、河杉委員、木村委員、山本委員、田中敏靖委員、田中健次委員、以上でございます。

○議長（行重 延昭君） ただいま報告したとおり御指名したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、特別委員会の委員にはただいま御指名いたしました方々を選任することに決しました。

ここで特別委員会正副委員長の互選をお願いしたいと思います。委員会開催のため、暫時休憩いたします。なお、委員会の開催場所は1階第1委員会室でありますので、よろしくお願いいたします。

午後 4 時 2 3 分 休憩

午後 4 時 3 2 分 開議

○議長（行重 延昭君） 休憩を閉じて、会議を再開いたします。

休憩中に互選が行われましたので、結果を御報告いたします。

特別委員会委員長は、伊藤議員、同副委員長は大田議員、以上でございます。

以上で市長行政報告を終わります。

議案第 2 1 号防府市留守家庭児童保育施設設置及び管理条例中改正について

（教育民生委員会委員長報告）

○議長（行重 延昭君） 議案第 2 1 号を議題といたします。

本案は教育民生委員会に付託されておりましたので、教育民生委員長の報告を求めます。
伊藤教育民生委員長。

〔教育民生委員長 伊藤 央君 登壇〕

○25番（伊藤 央君） さきの本会議におきまして、教育民生委員会に付託となりました議案第 2 1 号防府市留守家庭児童保育施設設置及び管理条例中改正について去る 3 月 1 6 日、委員会を開催し、審査いたしましたので、その経緯と結果について御報告申し上げます。

審査の過程における主な質疑につきましては、「市長が特に必要があると認めるときは、その全部または一部を還付することができる」とあるが、どのようなことが考えられるのか。また、還付することができる場合について、規則等で具体的に定めるのか」との質疑に対して、「昨年 7 月の豪雨災害のときに、右田の留守家庭児童学級を一時閉鎖したこともあり、インフルエンザの流行で子どもたちが罹患するなど、いろいろなケースが想定されます。このため、個別の事項は規則等に定めず、その都度、判断していきたいと考えています」との答弁がございました。

審査を尽くしたところで「今回の条例改正は、昨年 1 2 月議会のこの条例の審議のときに要望した内容について、対応されたものであり、賛成をしたい」との意見があり、お諮りしましたところ、全員異議なく、原案のとおり承認した次第でございます。

以上、御報告申し上げますので、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（行重 延昭君） ただいまの委員長報告に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 質疑を終結して討論を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 討論を終結してお諮りいたします。本案については委員長報告のとおり、これを可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第21号については原案のとおり可決されました。

議案第22号防府市営墓地設置及び管理条例中改正について

（教育民生委員会委員長報告）

○議長（行重 延昭君） 議案第22号を議題といたします。

本案は教育民生委員会に付託されておりましたので、教育民生委員長の報告を求めます。伊藤教育民生委員長。

〔教育民生委員長 伊藤 央君 登壇〕

○25番（伊藤 央君） さきの本会議におきまして、教育民生委員会に付託となりました議案第22号防府市営墓地設置及び管理条例中改正について、去る3月16日、委員会を開催し、審査いたしましたので、その経緯と結果について御報告申し上げます。

委員会といたしましては、特に御報告申し上げる質疑等もなく、執行部の説明を了とし、全員異議なく、原案のとおり承認いたしました次第でございます。

以上、御報告申し上げますので、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（行重 延昭君） ただいまの委員長報告に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 質疑を終結して討論を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 討論を終結してお諮りいたします。本案については委員長報告のとおり、これを可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第22号については原案のとおり、可決されました。

議案第25号平成22年度防府市一般会計予算

（各常任委員会委員長報告）

○議長（行重 延昭君） 議案第25号を議題といたします。

本案は関係各常任委員会に付託されておりましたので、まず総務委員長の報告を求めます。安藤総務委員長。

〔総務委員長 安藤 二郎君 登壇〕

○16番（安藤 二郎君） さきの本会議において、各常任委員会に付託となりました議案第25号平成22年度防府市一般会計予算中、総務委員会所管事項について、去る3月15日に委員会を開催し、審査いたしましたので、その経緯と結果について御報告申し上げます。

審査の過程における質疑等の主なものを申し上げますと、「防災行政無線は昨年の豪雨災害においても聞き取りにくいという声が多かった。風の影響を大きく受けるため、他市では防災ラジオを安価で購入し、自己負担が1,000円で配布しているが、防府市では4,000円と高いのではないか」との質疑に対し、「防災行政無線増設工事では、古祖原、右田小学校、富海漁協、華城小学校の4カ所に新たに屋外拡声子局を設置するとともに、既存の子局のスピーカーの増設及び機種変更を行います。

また、防災ラジオについては、数社から見積もりをとりましたが、受注生産のため割高となります。しかし、災害時要援護者関連施設者や要援護者がいらっしゃる世帯は無償配布する予定としております」との答弁がございました。

これに対し、「屋外拡声子局は4カ所増えても完璧にカバーできないし、風の計算も必要である」との意見がございました。また、「緊急告知放送システムは停電時でも受信可能か」との質疑に対し、「停電時、テレビは映りませんが、防災ラジオはバッテリーがあるので、自動受信が可能です」との答弁がございました。

また要望、意見として、「災害情報について、安くて確実に伝えられるのがメールサービスと思うが、高齢者は携帯電話等の機械操作が苦手な人も多いので、出前講座等の場で登録してあげてほしい。また、「行革の答申に基づいて地域コミュニティへの補助金のあり方等を防府市地域コミュニティ検討協議会で検討しているが、市が補助金の重複等を検証して具体的な方針を示すべきではないか」。また、「農地等の災害復旧工事において、設備や人材の不足しているBクラス以下の業者がAクラスの工事を共同企業体を組まずに施工するのは困難である。防府市は共同企業体による施工は廃棄物の処理及び清掃に関する法律に抵触すると言っているが、抵触しないという見解もある。他市の事例や業者の声も参考にして、もう一度よく検討すべきである」といったものや、「豪雨災害検証委員会の委員に入っている市職員にかわって、被災地の人に委員として入っていただくべき」などがございました。

審査を尽くしたところでお諮りいたしましたところ、全員異議なく、原案のとおり承認

した次第でございます。

以上、御報告申し上げますので、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（行重 延昭君） 次に、教育民生委員長の報告を求めます。伊藤教育民生委員長。

〔教育民生委員長 伊藤 央君 登壇〕

○25番（伊藤 央君） ただいま議題となっております議案第25号平成22年度防府市一般会計予算中、教育民生委員会の所管事項につきまして、去る3月16日、委員会を開催し、審査いたしましたので、その経緯と結果について御報告申し上げます。

審査の過程における主な質疑・要望等につきましては、「社会福祉協議会交付金の中で、人件費が昨年度に比べ増額しているのは、なぜか」との質疑に対して、「平成21年度までは、社会福祉協議会が地域福祉権利擁護事業を行う場合は、基幹社協である山口市社会福祉協議会が指導していましたが、平成22年度からはすべての社会福祉協議会が基幹社協になることに変更になりました。これにより、防府市社会福祉協議会が専門の職員を1名採用するため増額したものです」との答弁がございました。

また、「宮市保育所の改築は、民間委託と絡めておられてきた経緯があるが、施設の老朽化の問題は別の問題として、児童の安全のために、何としても平成22年度に実施設計し、その後早期に改築していただきたい」との要望や、「緊急通報装置設置事業については、設置やレンタル料は無料であるが、通報者の変更には費用がかかり、年金だけで生活をしている高齢者には負担が大きいので、助成制度を整備していただきたい。また、火災警報器設置事業は平成22年度に助成制度が終了するため、民生委員児童委員や自治会長を通じて利用促進に努めていただきたい」との要望がございました。

次に「クリーンセンター整備・運営事業に対するモニタリングとは、どのようなことをするのか」との質疑に対して、「この事業は、PFI手法により実施しますので、モニタリング業者には、提案内容及び契約交渉内容、すべての合意事項が完成物として出来上がるように、設計監理や施工監理等をしていただきます。なお、市も設計監理、施工監理についてはモニタリング業者と一緒に業務を遂行し、また業務内容については、書類を毎月提出いただいて、チェックする形とします」との答弁がございました。

これに対して「この事業に対する、契約モニタリング事業というのは極めて重要なもので、モニタリング業者と同時に、市がかかわる中身が非常に重要になってくるので、慎重に取り組んでいただきたい」との要望がございました。

次に、「小学校給食の食器更新が計上されているが、どういう内容か。またこれには給食施設の整備がかかわってくるのではないか」との質疑に対して「現在、小学校給食については、一部の学校を除き、長年、アルマイトの食器を使っていますが、保護者をはじめ

とする各方面からの強い要望を踏まえて、食育の観点から、今後、計画的に食器を変更していくものです。現在使用しているのは、ボウルと皿の2種類ですが、米飯給食に対応するため、ボウル2個と皿1枚の、合計3種類にする予定です。食器が現在より1種類増えますので、それに伴い、配膳台や消毒保管庫などの増設も考えていく必要があります。平成22年度は華浦小と小野小で実施し、今後は順次、各学校において食器の更新を進めていきたいと考えています」との答弁がございました。これに対して、「食器については、今後できるだけ、学校や子どもたちの意見を聞きながら対応をしていただきたい」との要望がございました。

また、「小学校給食調理等業務委託について、新たに委託する小野と華浦小は3年にして、華城小と中関小を5年にするのはなぜか」との質疑に対して、「民間委託を新規に導入したときに、他市の状況を調べましたところ、このような委託業務は、一般的には5年ですが、検討の結果、最初ということもあり、3年間にすることを選択しました。中関小と華城小につきましては、2回目の委託ということで、業者の選定やモニタリングの経験も積んでまいりましたし、これまでの実施状況から見て、5年にしても、今までどおり安定した給食が提供できるという判断をいたしました」との答弁がございました。また、「各小・中学校の施設には、老朽化しているものがあり、かなりの学校で補修の要望がある。緊急のものを優先しているということだが、事故が起きてからでは遅いので、その辺の実態を把握して、精査し、対応していただきたい」との要望がございました。

審査を尽くしたところで、第3表債務負担行為から、新しく委託する小野と華浦小についてと改めて委託する中関小と華城小についての小学校給食調理等業務委託事業を削除するとともに、これにかかわる選定委員会の委員謝礼7万6,000円を10款教育費5項保健体育費から減額し、予備費で調整するという修正案が提出されました。

その提案理由は、「小学校給食民間委託移行に関する全体計画が示されておらず、経費削減効果が定かでないこと。当該年度では民間委託することにより、むしろ経費が増大することの2つの理由により、計画の策定、民間委託実施の再検討をする」というものでございます。

修正案及び原案について、お諮りいたしましたところ、「提案理由の趣旨に賛成し、修正案に賛成する。また、修正案を除く原案については、福祉・環境・教育の面で進んだ施策が織り込まれている点等は評価するが、全体として、行革による様々な問題があるため、反対する」との意見がございましたので、まず、修正案について、挙手による採決の結果、賛成少数により修正案を不承認にいたしました次第でございます。

次に、原案について挙手による採決の結果、賛成多数により原案のとおり承認いたしました

次第でございます。

以上、御報告申し上げますので、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（行重 延昭君） 次に、産業建設委員長の報告を求めます。山下産業建設委員長。

〔産業建設委員長 山下 和明君 登壇〕

○24番（山下 和明君） ただいま議題となっております議案第25号平成22年度防府市一般会計予算中、産業建設委員会の所管事項につきまして、去る、3月17日に委員会を開催し、審査いたしましたので、その経緯と結果について御報告申し上げます。

審査の過程における質疑等の主なものを申し上げますと、「まちの駅がオープンすることで、観光情報館の観光振興業務における位置づけは、どうなるのか」との質疑に対し、「観光における拠点性は薄れますが、まちの駅が観光客を送り出すキーステーションの一つとして、機能させていきたいと考えています」との答弁がございました。

これに対し、「観光情報の提供がまちの駅でされることから、近い位置関係にある観光情報館の必要性を改めて、協議していただきたい」との要望がありました。「観光協会がまちの駅の指定管理者となったことで、業務的に観光協会助成金とまちの駅管理運営委託料に重複はないか」との質疑に対し、「まちの駅では、施設の維持管理とまちの駅を中心としたイベント、観光案内業務、観光ネットワークの構築や紹介等の業務を行うもので、これまで協会が行っている業務に新たに加わる業務であり、重複しません」との答弁がございました。

また、「まちづくり防府支援事業をどのように評価しているのか」との質疑に対し、「天神ピアは、毎年1万3,000人程度の利用があり、また、チャレンジショップや各種のイベント等により、中心市街地の賑わいの創出に寄与しており、イベント時には売り上げも増加していると聞いております。

しかしながら、各商店の経常的な売り上げの増加にはつながってはいないため、まちづくり防府では、賑わいを一過性にしないよう、支援事業の検証をするとともに、今後、どのようにまちづくり防府の事業を充実させていくか、また、商店街のあり方についても協議されているところですので」との答弁がございました。

次に「需要に応える園芸産地構造改革推進事業の内容と他の品目での事業展開はどうか」との質疑に対し、「この事業は、大道地区で事業主体である農協が整備する施設を地元園芸農家が借り受け、トマトの産地化を目指す取り組みを助成するものです。ハウス等の園芸施設は相当な経費を伴うので、こうした事業の助成を継続したいと考えますが、担い手の問題から、現時点では、他の品目での予定はありません」との答弁がございました。

また、「公営住宅ストック総合活用計画で公営住宅の全体像を示しているが、大平山市

営住宅は、古くて、傷みもひどい状態にあるが、入居者もあり、修繕等について、今後どう考えるのか」との質疑に対し、「入居者の方へは、勝坂団地と同様、住み替えを勧めているところですが、現に入居されている建物の修繕等については必要に応じて対応してまいります。また、将来的には用途廃止を考えており、その方針等は早い時期に入居者にお示しする必要があると考えています」との答弁がございました。

審査を尽くしたところでお諮りしましたところ、全員異議なく、原案のとおり承認した次第でございます。

以上、御報告申し上げますので、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（行重 延昭君）　ここでお知らせいたします。本日の会議時間は議事の都合によりあらかじめこれを延長いたします。

ただいまの各常任委員長の報告に対し、一括して質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君）　質疑を終結して討論を求めます。6番、山本議員。

○6番（山本 久江君）　ただいま議題となっております議案第25号平成22年度防府市一般会計予算には反対の立場で討論を行いたいと思います。

新年度予算は前年度比1.6%減、367億8,900万円で、歳入の柱となる市税は法人市民税を中心に対前年度比7億6,100万円余り、4.4%の減となっております。経済、財政を取り巻く環境が厳しさを増しております。今後も雇用状況のさらなる悪化、需要低迷等が懸念をされまして、加えて防府市が昨年7月21日に発生いたしました集中豪雨災害からの一日も早い復興、市民生活の再建と防災のまちづくりを考えましたときに、地方自治体として住民の安心・安全、命と暮らしを守る市政をどうつくっていくのか、鋭く問われております。

こうした中、市は予算編成方針で安心感のある災害に強いふるさと防府を築くためとして、市民参画と共同の推進と聖域なき行財政改革の断行を打ち出しております。

新年度予算の諸施策の中には、私どもも要望いたしまして、評価したい幾つかの施策もありますが、大筋において、平成13年の行政改革の答申に基づき、行革の名において市民サービスを低下させる内容を含んだ予算になっていることは否めません。

数少ない公立保育所を守ってほしい、こうした市民の強い要望があるにもかかわらず、引き続き保育所の民間移管が進められる予算となっております。

さらに小学校給食の民間委託が保護者、教職員、市民の強い疑問と批判があるにもかかわらず、新年度に佐波小、牟礼小が委託となり、さらに全体として6校から8校へと広げられようとしております。市民が主役と言われながら、市民の納得の上で進めるという立

場に立ち得ていないと言わざるを得ません。

また、祝祭日のごみ収集廃止に対しましても、依然として市民の不満は大変大きいものがございます。こうした行政改革の結果、職員数も大幅に減りましたが、しかし今、災害や雇用、経済情勢の悪化の中で、住民ニーズに十分に対応すべく職員の増員も求められているのではないのでしょうか。さらにまた、昨年9月議会で反対をいたしました市税等コールセンターの業務委託についても予算化されております。

以上の点から、平成22年度一般会計予算には反対の立場を表明いたします。

○議長（行重 延昭君） 26番、田中健次議員。

○26番（田中 健次君） 議案第25号一般会計予算に反対の立場から討論をいたします。

国の三位一体改革や経済情勢を反映し、防府市も厳しい財政運営を強いられております。その中で新年度予算の中には評価すべきものが幾つかありますが、行政改革の中で民間委託の推進が進められ、全体として問題のある予算であると言わなければなりません。

小学校給食の民間委託については、昨年12月に牟礼地区を中心に、保護者などから民間委託見直しの署名が議会にも提出されております。学校給食の民間委託については、これまで食育や衛生管理の点から問題があると指摘してまいりました。また当該年度で見れば、平成21年度で1,700万円、22年度で2,000万円、23年度で2,000万円というように、むしろ民間委託をすれば経費の負担が増えるという資料が教育委員会から示されております。全体計画が示されていないということも経費が削減できるという教育委員会の主張と矛盾するのではないかと考えます。

このほか、憲法のいう応能負担原則が租税制度のあり方のみならず、地方自治体の市民の負担のあり方などにも適用されなければなりません。その点で消費税を使用料に上乗せすることにも問題があります。

以上の点から、原案には賛成しがたい旨、態度表明をいたします。

○議長（行重 延昭君） 討論を終結してお諮りいたします。

本案については反対の意見もありますので、起立による採決といたします。

議案第25号については、各常任委員長の報告のとおり、これを可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者 起立〕

○議長（行重 延昭君） 起立多数でございます。よって、議案第25号については原案のとおり可決されました。

議案第 26 号平成 22 年度防府市競輪事業特別会計予算

(総務委員会委員長報告)

議案第 27 号平成 22 年度防府市国民健康保険事業特別会計予算

議案第 29 号平成 22 年度防府市と場事業特別会計予算

議案第 31 号平成 22 年度防府市同和地区住宅資金貸付事業特別会計予算

議案第 33 号平成 22 年度防府市駐車場事業特別会計予算

議案第 34 号平成 22 年度防府市交通災害共済事業特別会計予算

議案第 35 号平成 22 年度防府市老人保健事業特別会計予算

議案第 36 号平成 22 年度防府市介護保険事業特別会計予算

議案第 37 号平成 22 年度防府市後期高齢者医療事業特別会計予算

(以上教育民生委員会委員長報告)

議案第 28 号平成 22 年度防府市索道事業特別会計予算

議案第 30 号平成 22 年度防府市青果市場事業特別会計予算

議案第 32 号平成 22 年度防府市公共下水道事業特別会計予算

(以上産業建設委員会委員長報告)

○議長(行重 延昭君) 議案第 26 号から議案第 37 号までの 12 議案を一括議題といたします。

まず、総務委員会に付託されておりました議案第 26 号について総務委員長の報告を求めます。安藤総務委員長。

[総務委員長 安藤 二郎君 登壇]

○16 番(安藤 二郎君) さきの本会議において、総務委員会に付託となりました議案第 26 号平成 22 年度防府市競輪事業特別会計予算につきまして、去る 3 月 15 日に委員会を開催し、審査いたしましたので、その経緯と結果について御報告申し上げます。

審査の過程における質疑等の主なものを申し上げますと、「車券発売金収入が大幅に減っているのはなぜか」との質疑に対し、「防府競輪では、GⅢ、FⅠ、FⅡを開催し、場外展開により FⅠの売り上げは若干増加していますが、記念競輪である GⅢの売り上げが景気の低迷もあり、21 年度は大幅に減少しています。したがって、21 年度の実績をもとに計上する新年度予算は大幅な減となっています」との答弁がございました。

また、「競輪場の上にある賃借している駐車場は、ほとんどあいているが、持ち主に返してはどうか」との質疑に対し、「記念競輪等ビッグレースがあれば利用がありますので、引き続きお借りしたいとは思いますが、賃借料の減額について協議したいと思っております」との答弁がございました。

また、「全国的には包括民間委託が進んでいるが、防府市はどうか」との質疑に対し、「全国では、22年度から始める2場も加え、13場が包括民間委託の予定であり、いずれも人件費等の開催経費の削減等により、収支の改善に寄与していると聞いております。防府市も選択肢の一つと考えますが、問題点もありますので、他場を調査・研究して、22年度中には包括民間委託について結論を出せればと思っています」との答弁がございました。

また、「競輪場で入場料を払ったが、入場券がもらえなかった。これは、不正につながるのではないか」との質疑に対し、「過去においては入場券を発行していましたが、入場券を発行する諸経費を削減するために、現在は入場券を発行していません。しかし、入場料支払いの場所に従業員を2人配置しており、お互いに監視し合うということで事故のないようにしております」との答弁がございました。

これに対し、「防府市自転車競走実施規則第63条の第2項において「入場料を納めた者には、これと引き換えに入場券を交付する」とある」との指摘がありました。

審査を尽くしたところでお諮りいたしましたところ、全員異議なく、原案のとおり承認した次第でございます。

以上、御報告申し上げますので、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（行重 延昭君） 次に、教育民生委員会に付託されておりました議案第27号、議案第29号、議案第31号及び議案第33号から議案第37号について、教育民生委員長の報告を求めます。伊藤教育民生委員長。

〔教育民生委員長 伊藤 央君 登壇〕

○25番（伊藤 央君） さきの本会議におきまして、教育民生委員会に付託となりました議案第27号、議案第29号、議案第31号及び議案第33号から議案第37号までの8議案につきまして、去る3月16日、委員会を開催し、審査いたしましたので、その経緯と結果について、御報告申し上げます。

審査の過程における主な質疑・要望等につきましては、まず、議案第34号平成22年度防府市交通災害共済事業特別会計予算の審査において、「この共済は掛金が安いということで、何かあったときの心の支えとしてぜひ続けてほしいとの声がある。共済加入者は減少傾向にあるが、広報の仕方を工夫して継続してほしい」との要望がございました。

また、議案第37号平成22年度防府市後期高齢者医療事業特別会計予算の審査において、「平成22年度から保険料が改正されるが、新しい保険料は、改正前と比べてどう変わるのか」との質疑に対して、「このたび改正された保険料の均等割額は4万6,241円で、旧保険料に比べて1,031円減額となります。所得割額は8.73%で、

旧保険料に比べて0.02%増加となります。改正後の1人当たりの平均賦課額は6万4,299円となり、改正前に比べると480円の減額になります。山口県後期高齢者医療広域連合の試算では、県内の大多数の方は減額になるということです」との答弁がございました。また、「資格証明書の発行状況は、どうなっているのか」との質疑に対して、「国のほうから、よほど悪質なものがあれば後期高齢者医療広域連合を通じて資格証明書を発行するようにとの通知が出ておりますが、本市の場合は、資格証明書は発行しておりません」との答弁がございました。

また、「山口県後期高齢者医療広域連合の議員は、本市からは選出されておらず、その運営状況が分かりにくいので、全体的な事業や制度の動きなどの資料を、今後、議会のほうに示していただきたい」との要望がございました。

また、議案第27号平成22年度防府市国民健康保険事業特別会計予算、議案第29号平成22年度防府市と場事業特別会計予算、議案第31号平成22年度防府市同和地区住宅資金貸付事業特別会計予算、議案第33号平成22年度防府市駐車場事業特別会計予算、議案第35号平成22年度防府市老人保健事業特別会計予算、議案第36号平成22年度防府市介護保険事業特別会計予算につきましては、特に御報告申上げる質疑等はございませんでした。

審査を尽くしたところでお諮りしましたところ、まず議案第27号について、「国民健康保険料は、既に所得の1割を超えており、極めて厳しい経済状況のもとで保険料を払いたくても払えない世帯が急増している。市は保険料の負担軽減をもっと図るべきである」との反対意見や、「一般会計からの繰り入れをもう少し増やして、保険料を下げるべきである」との反対意見がございましたので、挙手による採決の結果、賛成多数により原案のとおり承認した次第でございます。

次に、議案第36号及び議案第37号については、「介護保険は、利用者に1割の負担を強いることや、利用についても介護度により制限があることで、国等の介護費用を削減するための制度である。また、後期高齢者医療は、制度ができたときに指摘したが、運営を後期高齢者医療広域連合が行うため、市町村が直接運営できず、住民から離れた制度であるので反対する」との意見がございましたので、挙手による採決の結果、賛成多数により原案のとおり承認した次第でございます。

また、議案第29号、議案第31号、議案第33号、議案第34号及び議案第35号の5議案については、全員異議なく、原案のとおり承認した次第でございます。

以上、当委員会に付託となりました特別会計予算の8議案について御報告申し上げますので、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（行重 延昭君） 次に、産業建設委員会に付託されておりました議案第28号、議案第30号及び議案第32号について、産業建設委員長の報告を求めます。山下産業建設委員長。

〔産業建設委員長 山下 和明君 登壇〕

○24番（山下 和明君） ただいま議題となっております議案第28号、議案第30号及び議案第32号の各特別会計予算につきまして、去る3月17日、委員会を開催し、審査いたしましたので、その経緯と結果について一括して御報告申し上げます。

議案第28号平成22年度防府市索道事業特別会計予算及び議案第30号平成22年度防府市青果市場事業特別会計予算につきましては、特に御報告申し上げる質疑等はございませんでした。

次に、議案第32号平成22年度防府市公共下水道事業特別会計予算についての質疑等の主なものを申し上げますと、「平成30年度には、市街化区域の管敷設を終了する予定とのことだが、現状の水洗化率はどうか。また、年間の施工延長はどれくらいか、それによって公共下水道の普及率は年々どれくらい伸びているのか」との質疑に対し、「平成20年度末で市街化区域の水洗化率は約80%であり、年間での施工延長は約17キロで、ここ数年、同程度の施工です。普及率は2%程度の伸びを見込んでおります」との答弁がありました。

審査を尽くしたところで、「索道事業では、利用者数は伸びているものの、運賃収入が劇的に伸びたわけでもなく、一般会計からの繰入額も大きい。また、支柱等の耐用年数を考慮すると、索道事業のあり方を最終年に、真の見直しをする必要がある」との意見がありました。

お諮りしましたところ、3議案とも全員異議なく、原案のとおり承認した次第でございます。

以上、当委員会に付託となりました特別会計予算の3議案について御報告申し上げますので、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（行重 延昭君） これより各常任委員長の報告に対し、一括して質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 質疑を終結して、これより一括して討論を求めます。15番、木村議員。

○15番（木村 一彦君） ただいま議題となっております平成22年度の特別会計予算のうち、日本共産党といたしましては、議案第27号平成22年度防府市国民健康保険事業特別会計予算に反対いたします。

平成22年度の保険料率は、昨年度と同じ据え置きとなっております。そして、40歳から64歳未満の2号被保険者の1世帯当たりの保険料は、基礎賦課額、すなわち医療分です、これが12万9,942円、また後期高齢者支援金分、これが2万7,290円、介護分が2万8,871円、合計しますと18万6,103円、これが2号被保険者の1世帯当たりの平均保険料であります。大変高い状況になっております。昨年度より若干平均は安くなっているとはいうものの、県内13市中でも高いほうであることは変わりありません。

さらに、所得階層別に見ますと、所得300万円の階層、これで保険料は実に40万円を突破しております。すなわち所得の1割以上の保険料が負担となっているわけでありまして、市民の家計のやりくりの限界を超えていると言わざるを得ません。今年度予算を見ますと、この基金残高は約3億5,000万円、それから予備費は1億8,700万円ありまして、会計自体はまだ余裕があると言わざるを得ません。したがって、少しでもこの高い保険料の負担を引き下げる努力をしていただきたい、すべきであるというふうに思います。

さらに、この予算にはまだ出ておりませんが、後に専決処分されるだろうというふうに言われております22年度からの賦課限度額、これが引き上げられまして、基礎賦課額は47万円から50万円へ3万円の増、また後期高齢者支援金が12万円から13万円の1万円増、合計で4万円も賦課限度額が上がるわけでありまして。保険料抑制のために御当局の御努力は大変だというふうには思いますが、いずれにしろ、この余りに高過ぎる保険料に賛成するわけにはまいりません。

そもそも国保の会計というのが、このように、今日のように厳しくなってきた一番の原因は、1984年に国庫負担率が引き下げられ、以降、どんどん国庫負担率が下がり続けまして、現在では、当初50%だった国庫負担率が、ついには25%にまで、当初の半分にまで落ち込んでいる、ここに大きな原因があるわけでありまして。

したがって、国に対して国庫負担率をもとに戻せということもあわせて強く要望していただくよう要望いたしまして、この議案には反対したいと思います。

○議長（行重 延昭君） 26番、田中健次議員。

○26番（田中 健次君） 特別会計予算の議案中、議案第27号、36号、37号の3つの特別会計について反対の立場から討論をいたします。

まず、議案第27号の国民健康保険事業特別会計については、これまでも主張しておりますように一般会計からの繰り入れを増やして、所得の1割を超える軽減を図るべきであり、承認しがたいものであります。

第36号の介護保険特別会計については、介護保険の導入は、国・地方自治体が福祉関係予算を減らし、これを介護保険料という形で国民、市民の負担増に転嫁する増税そのものであります。今後さらに国民、市民の負担が増加することは明らかであり、承認しがたいものであります。

議案第37号の後期高齢者医療制度は、制度改正が国により検討されておりますが、次のような問題点があります。まず収入の少ない高齢者にとって、保険料が過剰な負担になること。保険料の2年ごとの見直しが制度化されており、保険料が自動的に決まる仕組みであること。後期高齢者医療広域連合が一般財源を持たないため、自治体独自で減免を講じてきたようなことができなくなるということ。広域連合の議員は各市と町の長及び議会の議員のうちから選ばれることになっており、後期高齢者の意思や願いが広域連合に反映される仕組みとなっておりません。これについては、さらに現在では防府市からは市長も、議員からも、代表が山口県の広域連合には出ておりません。ということをつけ加えたいと思います。

以上のことから、この特別会計にも反対をいたします。

○議長（行重 延昭君） 25番、伊藤議員。

○25番（伊藤 央君） ただいま議題となっております平成22年度特別会計予算のうち、議案第28号平成22年度防府市索道事業特別会計予算について反対の立場から討論をいたします。

市は、利用者が大幅に増えたということを盛んに喧伝していますが、実態は運賃収入が大幅に伸びているわけではなく、この22年度の予算についても、運賃収入が前年度よりわずか60万円の増という計上となっております。しかも市長の言葉によれば、その利用者の9割が市外の方だということでありまして、市民の血税約4,700万円が一般会計からロープウェイの赤字を補てんするために繰り入れられるということについて、到底納得できません。

以上の理由により、私といたしましては議案第28号防府市索道事業特別会計予算について反対する旨、表明いたします。（「議事進行」と呼ぶ者あり）

○議長（行重 延昭君） はい、どうぞ。

○市長（松浦 正人君） 私は、一度も、利用者のうち9割が市外の人であると明言したことはございません。私が話をしたのは、あるときに、そこにおられる方々に、どちらからお越しになられましたかと聞けば、そのときは、その中の大半の方々が、たまたま周南市から来られた方であったということははっきり言いましたけど、あなたが今おっしゃったことは事実と全く異なっておりますので、これは大きい問題ですから、訂正をお願いい

たします。

○議長（行重 延昭君） 25番、伊藤議員。

○25番（伊藤 央君） 誤解を招いたようですので、訂正をいたします。

マニフェスト検証大会において、ロープウェイの乗り場で並んでおられる方に市長がお話しになったと、そのうち9割が市外の方であったということをおっしゃっておられますので、そういうふうにかえっておきます。

○議長（行重 延昭君） ほかにありませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 討論を終結してお諮りいたします。ただいま議題となっております12議案中、議案第27号、議案第28号、議案第36号及び議案第37号の4議案については、反対の意見もありますので、起立による採決といたします。

まず、議案第27号については、教育民生委員長の報告のとおり、これを可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者 起立〕

○議長（行重 延昭君） 起立多数でございます。よって、議案第27号については原案のとおり可決されました。

次に、議案第28号については、産業建設委員長の報告のとおり、これを可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者 起立〕

○議長（行重 延昭君） 起立多数でございます。よって、議案第28号については原案のとおり可決されました。

次に、議案第36号及び議案第37号の2議案については、教育民生委員長の報告のとおり、これを可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者 起立〕

○議長（行重 延昭君） 起立多数でございます。よって、議案第36号及び議案第37号の2議案については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第26号及び議案第29号から議案第35号までの8議案については、関係各常任委員長の報告のとおり、これを可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第26号及び議案第29号から議案第35号までの8議案については、原案のとおり可決されました。

議案第38号平成22年度防府市水道事業会計予算

議案第39号平成22年度防府市工業用水道事業会計予算

(以上産業建設委員会委員長報告)

○議長(行重 延昭君) 議案第38号及び議案第39号の2議案を一括議題といたします。

本案については、いずれも産業建設委員会に付託されておりましたので、産業建設委員長の報告を求めます。山下産業建設委員長。

[産業建設委員長 山下 和明君 登壇]

○24番(山下 和明君) ただいま議題となっております議案第38号平成22年度防府市水道事業会計予算及び議案第39号平成22年度防府市工業用水道事業会計予算の2議案について、去る3月17日に委員会を開催し、審査いたしましたので、その経緯と結果について、一括して御報告申し上げます。

委員会といたしましては、特に御報告申し上げる質疑等はございませんでしたが、お諮りしましたところ、両案とも「市民のライフラインである事業にもかかわらず、当直業務をはじめとして、民間委託することに危惧を覚えることから、承認しがたい」との反対意見がございました。

挙手による採決の結果、賛成多数により両案とも原案のとおり承認した次第でございます。

以上、御報告申し上げます。よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長(行重 延昭君) ただいまの委員長報告に対し、一括して質疑を求めます。

[「進行」と呼ぶ者あり]

○議長(行重 延昭君) 質疑を終結して一括して討論を求めます。15番、木村議員。

○15番(木村 一彦君) ただいま議題となっております議案第38号平成22年度防府市水道事業会計予算及び議案第39号平成22年度防府市工業用水道事業会計予算に日本共産党といたしましては反対をいたしたいと思っております。

平成22年度のこの2つの予算にも当直業務の民間委託が盛り込まれておりますが、言うまでもなく、水道は市民の命に直結するライフラインでありまして、当然これは市が直接責任を持って管理運営すべきものであります。

現在、民間委託は当直業務に限定されておりますけれども、当局では、暫時この業務委託を広げて、市職員を大幅に削減することを目指しておられます。

一方、受託業者のヴェオリア・ウォーター・ジャパンは、世界的な規模でウォータービジネスを展開しておるフランスの巨大企業でありまして、日本においても既に各地で水道

にかかわる総合的なビジネスを展開しています。将来的に我が市の水道がこうした外国巨大企業の手によだねられるという憂慮すべき事態が起こらないとも限りません。よって、この両議案には反対いたしたいと思います。

○議長（行重 延昭君） 26番、田中健次議員。

○26番（田中 健次君） 議案第38号の水道事業会計予算については、賛成しがたい旨、表明をいたします。

この中の総係費の委託料に平日夜間・土日等の通常勤務時間以外の水道施設運転管理業務等の経費が計上されております。水道事業は、市民の健康や衛生的な生活環境を保障するライフラインとして、地域社会における重要な社会的基盤施設であります。したがって、安心・安全で正常な水を供給することが市民への最大のサービスであり、行政の責務であると思います。こういった形で委託をすることについて反対の立場を表明いたします。

○議長（行重 延昭君） 討論を終結してお諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第38号及び議案第39号の2議案については、反対の意見もありますので起立による採決といたします。

議案第38号及び議案第39号の2議案については、委員長報告のとおりこれを可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者 起立〕

○議長（行重 延昭君） 起立多数でございます。よって、議案第38号及び議案第39号の2議案については、原案のとおり可決されました。

議案第43号平成22年度防府市一般会計補正予算（第1号）

（総務委員会委員長報告）

○議長（行重 延昭君） 議案第43号を議題といたします。

議案第43号については、総務委員会に付託されておりましたので、総務委員長の報告を求めます。安藤総務委員長。

〔総務委員長 安藤 二郎君 登壇〕

○16番（安藤 二郎君） さきの本会議において総務委員会に付託となりました議案第43号平成22年度防府市一般会計補正予算（第1号）について、3月15日に委員会を開催し、審査いたしましたので、その経緯と結果について御報告申し上げます。

委員会といたしましては、特に御報告申し上げる質疑等もなく、執行部の説明を了とし、全員異議なく、原案のとおり承認した次第でございます。

以上、御報告申し上げますので、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（行重 延昭君） 本案に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 質疑を終結して討論を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 討論を終結してお諮りいたします。本案については、これを可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

報告第3号専決処分の報告について

報告第4号専決処分の報告について

○議長（行重 延昭君） 報告第3号及び報告第4号の2議案を一括議題といたします。理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 報告第3号及び報告第4号の専決処分の報告について、一括して御説明申し上げます。

本案は、議会の委任による専決処分をすることができる事項に基づき、防府市営住宅及び改良住宅の明渡等請求に関する訴えの提起について専決処分したものでございます。

専決処分の内容でございますが、お手元にお示ししておりますとおり、本市の再三の催告にもかかわらず、家賃を納付しない入居者2人について、本年3月5日に山口地方裁判所へ市営住宅及び改良住宅の明け渡し並びに滞納家賃などの支払いを求める訴えを提起したものでございます。

市営住宅及び改良住宅の家賃の収納につきましては、平素から努力いたしておるところでございますが、今後、より一層、適正な管理に努め、完納を目指してまいりたいと存じます。

以上、御報告申し上げます。

○議長（行重 延昭君） ただいまの補足説明に対し、一括して質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 以上で報告第3号及び報告第4号を終わります。

議案第44号山口県市町総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の変更につ

いて

○議長（行重 延昭君） 議案第44号を議題といたします。

理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 議案第44号山口県市町総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の変更について御説明申し上げます。

本案は、平成22年4月1日から、山口県市町総合事務組合の共同処理する事務のうち、常勤の職員の退職手当の支給に関する事務を共同処理する団体に宇部市交通局を、非常勤の職員と公立学校の非常勤の学校医等に係る公務上の災害等に対する補償に関する事務を共同処理する団体に下松市を加え、これに伴う組合規約の変更について、関係地方公共団体と協議するため、お諮りするものでございます。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（行重 延昭君） 本案に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 質疑を終結してお諮りいたします。本案については委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、討論を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 討論を終結してお諮りいたします。本案については、これを可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第44号については原案のとおり可決されました。

議案第45号平成22年度防府市一般会計補正予算（第2号）

○議長（行重 延昭君） 議案第45号を議題といたします。

理事者の補足説明を求めます。副市長。

〔副市長 嘉村 悦男君 登壇〕

○副市長（嘉村 悦男君） 議案第45号平成22年度防府市一般会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

既に議案第25号で上程いたしております、平成22年度防府市一般会計予算書の6款

農林水産業費 1 項農業費 5 目農地費の 1 9 節負担金補助及び交付金、農地等災害復旧支援事業費補助金の 3, 0 0 0 万円に加え、工事費が 1 3 万円以上の復旧申込み件数が当初予測より大幅に増加したこと及び新たな支援策拡充分の経費と合わせて 5, 8 0 0 万円を追加計上しております。

また、歳出増につきましては、4 ページ下段の 1 4 款予備費にて調整をいたしております。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（行重 延昭君） 本案に対する質疑を求めます。2 番、土井議員。

○2 番（土井 章君） 1 点お尋ねしますが、この件につきましては、平成 2 1 年度に補正予算で 1, 0 0 0 万円、当初予算で 3, 0 0 0 万円、そして今回の補正で 5, 8 0 0 万円、トータル 9, 8 0 0 万円の予算措置がなされようとしておりますが、これをそれぞれ小災害債をとったときと同じ 1 3 万円から 4 0 万円のものが幾ら、1 3 万円以下のものが幾ら、過去既に復旧をされて、そしてそれに対する補助金が幾ら、また自己復旧された方については 3 万円の支給ということですが、それが何ぼになって 9, 8 0 0 万円になるのか内訳を教えてくださいと思います。

○議長（行重 延昭君） 産業振興部長。

○産業振興部長（阿部 勝正君） お答えをいたします。

9, 8 0 0 万円の内訳ですが、御存じのとおり、当初 3 月の一般質問のときにお答えをしておったと思いますが、1 0 0 件で一応 4, 0 0 0 万円という数字を申し込みで当初計画をしておりましたが、いわゆる現時点、この補正予算をお願いした時点では約 1 9 0 件が 1 3 万円以上、4 0 万円未満と申しますか、4 0 万円以上もあるわけですが、その件数が 1 9 0 件、金額にして約 7, 3 0 0 万円でございます。

それから、新たに支援策の拡充をやりました。これは 1 3 万円未満で業者に依頼をされた方が 3 0 件で約 3 0 0 万円でございます。それから、既に復旧をされた方、これにつきましては、自己復旧された方が約 2 5 0 件の申し出を想定しております、これで 7 0 3 万円でございますので 7 5 0 万円、業者依頼される方が約 1 5 0 件と見積もりをいたしまして、金額は 1 0 万円で 1, 5 0 0 万円、合わせて 2, 2 5 0 万円ですが、約 2, 2 0 0 万円ということで、最初言いました 1 3 万円から 4 0 万円未満、また、それを越えた分がありますが、その分で 7, 3 0 0 万円、それから今の、再度申しますと、1 3 万円未満の今後出てくる分が 3 0 0 万円、そして最後に言いました既に復旧した分が 2, 2 0 0 万円、合わせて 9, 8 0 0 万円で、当初、土井議員、言われましたように 4, 0 0 0 万円やっておりますので、差し引きで 5, 8 0 0 万円をこのたび追加するというこ

とでございます。

○議長（行重 延昭君） 質疑を終結してお諮りいたします。本案については委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、討論を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 討論を終結してお諮りいたします。本案については、これを可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第45号については原案のとおり可決されました。

議案第46号非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例中改正について

○議長（行重 延昭君） 議案第46号を議題といたします。

提出者の補足説明を求めます。3番、河杉議員。

〔3番 河杉 憲二君 登壇〕

○3番（河杉 憲二君） 議案第46号非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当の条例中改正について御説明申し上げます。

本案につきましては、議会改革推進協議会での協議結果を受けて、議会の議員の身分を有することにより議員の立場で審議会等の委員に選任され、会議に出席した場合の日額の報酬及び費用弁償を廃止するため、所要の改正を行おうとするものでございます。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（行重 延昭君） 本案に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 質疑を終結してお諮りいたします。本案については委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、討論を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 討論を終結してお諮りいたします。本案については、これを可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第46号については原案のとおり可決されました。

意見書第1号安心・安全な公共事業を推進するため、国土交通省の事務所・出張所の
存続を求める意見書

○議長（行重 延昭君） 意見書第1号を議題といたします。

提出者の補足説明を求めます。15番、木村議員。

〔15番 木村 一彦君 登壇〕

○15番（木村 一彦君） それでは、お手元に配付してありますが、安心・安全な公共事業を推進するため、国土交通省の事務所・出張所の存続を求める意見書についての御説明を申し上げます。

来年度の予算編成におきまして、国土交通省所管事業予算の大幅な見直しが行われようとしております。特に河川整備・道路整備事業への見直しは大変厳しいものがございます。そのため、来年度の公共事業費は予算効率の名のもとに地方から大都市へと移り、地方で働く地方整備局の事務所出張所を廃止しようとする地方切り捨ての政策が推し進められようとしております。

中国地方整備局では、山口営繕事務所が平成22年度組織要求に盛り込まれていないなど、こういう統廃合が着々と進んでおります。

したがいまして、お手元の意見書の第1項にありますように、国民の生命と財産を守るための公共事業を推進するため、中国地方整備局及び事務所・出張所の廃止を行わないことほか2点について、意見書を提出するものでございます。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（行重 延昭君） 本件に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 質疑を終結してお諮りいたします。本件については委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、討論を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 討論を終結してお諮りいたします。本件については、これを可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、意見書第1号については原案のとおり可決されました。

常任委員会の閉会中の継続調査について

○議長（行重 延昭君） 次に、常任委員会の閉会中の継続調査についてをお諮りいたします。

各常任委員長から、委員会において調査中の所管事務について、防府市議会会議規則第101条の規定により、お手元に配付いたしております申し出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出がありました。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、各常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決しました。

○議長（行重 延昭君） 以上で、今期定例会に付議されました案件はすべて議了いたしました。これをもちまして、平成22年度第1回防府市議会定例会を閉会いたします。長時間にわたり慎重な御審議をいただきまして、ありがとうございました。お疲れでございました。

午後5時43分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成22年3月25日

防府市議会議長 行 重 延 昭

防府市議会議員 大 田 雄二郎

防府市議会議員 佐 鹿 博 敏

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成22年3月25日

防府市議会議長

防府市議会議員

防府市議会議員